

平成20年7月15日(火)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○開会

1付託事件

2協議又は報告事項

- (1) 岡山県公益認定等ガイドラインについて
- (2) 指定管理者からの事業報告等について
- (3) 外郭団体の経営状況の報告等について
- (4) その他

○次回の委員会

・平成20年7月25日(金) 午前10時30分～

○閉会

岡山県公益認定等ガイドラインについて

1 趣旨

公益法人制度について、主務官庁制が廃止され、民間有識者からなる公益認定等委員会が中心となって一元的に公益性の判断・監督を行う制度が、本年12月1日から施行される。

これまで一体であった法人の設立と公益性の判断が分離され、登記のみで法人を設立でき（一般社団・財団法人）、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、公益認定等委員会での審査を経て、行政庁の公益認定により公益法人（公益社団・財団法人）になることができる。

この公益認定等の運用について、岡山県公益認定等委員会において審議の上、岡山県公益認定等ガイドラインとしてとりまとめた。

2 公益認定等ガイドライン

公益認定（移行認定）・移行認可の基準は法律で定められているが、ガイドラインはその運用について定めている。参考として、実施する事業が公益目的事業であるかどうかを判断する際のチェックポイントも掲げている。

主務官庁制による裁量許可から、全国統一的な基準に基づく審査を行うという改革趣旨を踏まえ、岡山県におけるガイドラインは、内閣府で定めたガイドラインと同じ内容としている。

なお、主な基準等は次のとおりである。

（1）公益認定（移行認定）

- ・ 収支相償（※）であると見込まれること
- ・ 公益目的事業費率が50%以上であると見込まれること
- ・ 経理的基礎及び技術的能力を有すること
- ・ 法人関係者に特別の利益を与えないものであること 等

※「収支相償」とは

公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えないことをいう。

（2）移行認可

- ・ 法人の作成した公益目的支出計画（※）について、その計画が適正であり、確実に実施されると見込まれるものであること 等

※「公益目的支出計画」とは

移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人が作成する、当該財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画をいう。

（3）チェックポイント

「公益目的事業」は、次の両方を満たすものをいう。

- A 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの
(別表各号には、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」等23事業が掲げられている。)

上記Bについて、事業の種類ごとにチェックポイントを掲げ、個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になつてないかを検討する。

（例）

「検査検定」事業

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか
- ② 当該検定の基準を公開しているか 等

公益法人制度改革について

1 公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的としている。

2 制度改革の経緯

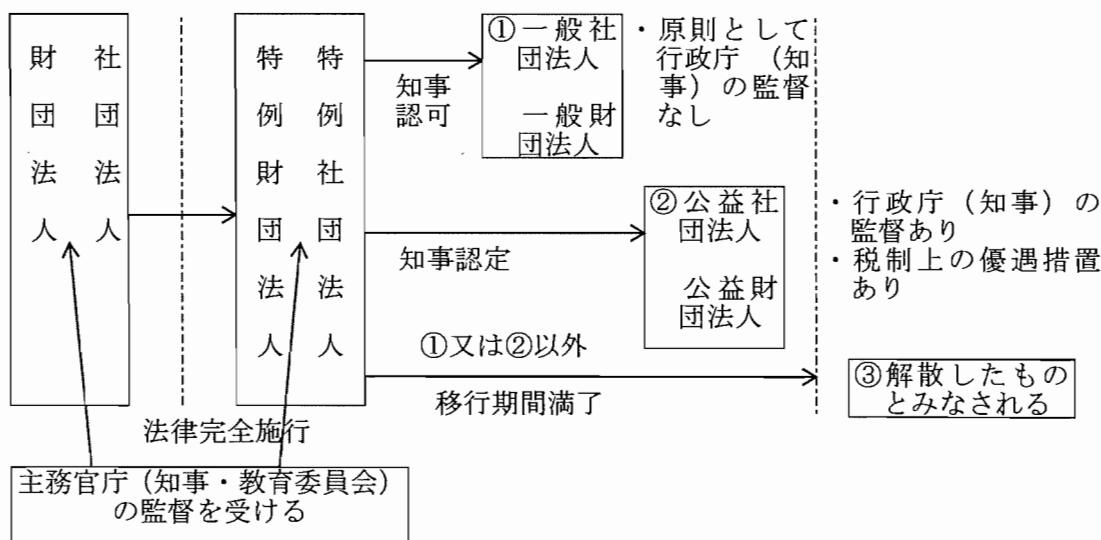
平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取組を進め、平成15年から16年にかけての「公益法人制度改革に関する有識者会議」での議論等を経て、平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」が閣議決定された。これを受け、平成18年の通常国会に関連3法案（法人法・認定法・整備法）を提出し、同年5月成立、6月2日に公布された。

平成19年4月には国の公益認定等委員会が発足し、同年6月の答申に基づき、9月に公益認定等に関する政令、内閣府令が制定され、平成20年4月には、国において「公益認定等ガイドライン」が決定された。

新制度の施行は平成20年12月1日である。

3 現在の公益法人への影響

現在の社団法人、財団法人は、新法施行後、特例民法法人として5年間は現在のまま存在できる。ただし、5年間のうちに、新制度における公益社団法人、公益財団法人に移行するか（移行認定）、公益事業に使用すべき財産を一定の期間内に支出する計画（「公益目的支出計画」）を策定して一般社団法人、一般財団法人に移行するか（移行認可）、いずれかの選択をすることとなる。5年間にいずれも行わなかった場合は、解散したものとみなされる。



4 国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関

一般社団法人又は一般財団法人のうち、認定法の基準（公益目的事業の実施、公益目的事業費率50%以上等）を満たしている法人について、法人の申請により、**公益社団法人**又は**公益財団法人**として行政庁が認定する。

認定に際しては、行政庁は、民間有識者からなる第三者機関（国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては合議制の機関（※））に諮問し、その答申を踏まえることとなっている。

※ 岡山県は「岡山県公益認定等委員会」（委員5名）

<委員会の主な役割>

- ・公益認定等に係る行政庁（知事）の諮問に対する答申
- ・公益社団（財団）法人に対する報告徵収、立入検査及び関係者への質問
- ・行政庁（知事）が監督処分（勧告、命令、公益認定の取消等）をするべき旨の勧告

公益認定等に関する運用について
(公益認定等ガイドライン)

平成 20 年 7 月 4 日

岡山県公益認定等委員会

目 次

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）	1
1. 認定法第5条第1号関係＜法人の主たる目的＞	1
2. 認定法第5条第2号関係＜経理的基礎及び技術的能力＞	1
3. 認定法第5条第3号、第4号関係＜特別の利益＞	3
4. 認定法第5条第5号関係＜投機的な取引を行う事業＞	3
5. 認定法第5条第6号、第14条関係＜公益目的事業の収入＞	4
6. 認定法第5条第7号関係＜公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ＞	8
7. 認定法第5条第8号、第15条関係＜公益目的事業比率＞	8
8. 認定法第5条第9号、第16条関係＜遊休財産額の保有の制限＞	13
9. 認定法第5条第10号関係＜理事と特別の関係がある者＞	17
10. 認定法第5条第11号関係＜同一の団体の範囲＞	18
11. 認定法第5条第12号関係＜会計監査人の設置＞	18
12. 認定法第5条第13号、第20条関係＜役員等の報酬等の支給基準＞	19
13. 認定法第5条第14号イ関係＜社員の資格得喪に関する条件＞	19
14. 認定法第5条第15号関係＜他の団体の意思決定に関与することができる財産＞	20
15. 認定法第5条第16号関係＜不可欠特定財産＞	20
16. 認定法第5条第17号、第18号関係＜財産の贈与、帰属先＞	21
17. 認定法第18条関係＜公益目的事業財産＞	22
18. 認定法第19条関係＜収益事業等の区分経理＞	23
II 整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について（一般社団法人・一般財団法人への移行関係）	25
1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）	25
2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）	29
【参考】公益目的事業のチェックポイントについて	37
第1 公益目的事業のチェックポイントの性格	37

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たつての留意点	38
1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	38
2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点	48
【補足】横断的注記	50
【参照条文】	51
【別紙】公益目的事業について	53
【別添】事業区分ごとの事業名の例	54

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）、同法施行令（以下「認定令」）及び同法施行規則（以下「認定規則」）に基づく公益認定の申請に関し、認定法第5条に規定する公益認定の基準及び関連する規定についての運用を明らかにし、もって認定法の円滑な施行を図ることを目的としている。

なお、具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件毎に判断する。

1. 認定法第5条第1号関係＜法人の主たる目的＞

認定法第5条第1号の「主たる目的とするものであること」とは、法人が、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」の実施を主たる目的とするということである。定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。申請時には、認定法第5条第8号の公益目的事業比率の見込みが50%以上であれば本号は満たすものと判断する。

【参照条文】

（公益認定の基準）

認定法第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

2. 認定法第5条第2号関係＜経理的基礎及び技術的能力＞

《経理的基礎》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

（1）財政基盤の明確化

① 貸借対照表、収支（損益）予算書等より、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。

- ② 寄附金収入については、寄附金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠、借入れの予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。
- (2) 経理処理・財産管理の適正性
財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること^(注1)、不適正な経理を行わないこと^(注2)とする。
- (注1) 法人が備え付ける会計帳簿は、事業の実態に応じ法人により異なるが、例えば仕訳帳、総勘定元帳、予算の管理に必要な帳簿、償却資産その他の資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳等の補助簿が考えられる。区分経理が求められる場合には、帳簿から経理区分が判別できるようにする。
- (注2) 法人の支出に使途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

- (3) 情報開示の適正性
- ① 外部監査を受けているか、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う。
- ② 上記①は、これを法人に義務付けるものではなく、このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかの説明をもとに、個別に判断する。

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。
申請時には、例えば検査検定事業においては、人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保が「公益目的事業のチェックポイント」に掲げられていることから、検査検定事業を行う法人は、本号の技術的能力との関係において、当該チェックポイントを満たすことが必要となる。法人の中核的事業においてチェックポイントで掲げられた技術的能力が欠如している

と判断される場合には、公益法人として不認定となることもありうる。

また、事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合においては、認定法第7条第2項第3号の「書類」の提出をもって技術的能力を確認する。

【参照条文】

認定法第五条

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

3. 認定法第5条第3号、第4号関係＜特別の利益＞

認定法第5条第3号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的な事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。また、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。

認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収（認定法第27条第1項）を求めうる。

【参照条文】

認定法第五条

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4. 認定法第5条第5号関係＜投機的な取引を行う事業＞

認定令第3条（認定法第5条第5号の「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない」事業について定めるもの）第1号の「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、取引の規模、内容等具体的な事情によるが、例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる

証券投資等はこれに該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

(公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業)

認定令第三条 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。

一 投機的な取引を行う事業

5. 認定法第5条第6号、第14条関係＜公益目的事業の収入＞

(1) 判定方法

認定法第5条第6号の「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」(認定法第14条にて同旨の規定)(以下「收支相償」)かどうかについては、二段階で判断する。まず第一段階では、公益目的事業単位で事業に特に関連付けられる収入と費用とを比較し、次に第二段階で、第一段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を経理する会計全体の収入、費用を比較する。

申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項(認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの)第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項(認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの)第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

① 第一段階においては、公益性が認められる公益目的事業(公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同様の考え方に基づいて、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを含む)を単位として、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する。当該事業に関連付けられた収入と費用は、法人の損益計算書(正味財産増減計算書)におけるそれぞれ当該事業に係る経常収益、経常費用とする。収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立て額として整理する。

② 第二段階においては、第一段階の收支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事

業と関連付けられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。

この段階において、法人が収益事業等を行っている場合には、収益事業等の利益から公益目的事業財産に繰入れた額も収入に含めるが、当該繰入れが認定法第18条第4号に基づく利益額の50%の繰入れか、認定規則第26条7号、8号に基づく利益額の50%超の繰入れかに応じて、2つの計算方法がある（下記(2)、(3)）。また、法人が収益事業等を行っていない場合は、下記(2)に準ずる。なお、収益事業等会計から公益目的事業会計への繰入れは、内部振替であり、公益目的事業比率（認定法第15条）の算定上、当該収益事業等の事業費には含まれない。

③ 費用は「適正な」範囲である必要から、謝金、礼金、人件費等について不相当地高い支出を公益目的事業の費用として計上することは適当ではない。なお、公益目的事業に付随して収益事業等を行っている場合に、その収益事業等に係る費用、収益を収支相償の計算に含めることはできない。

（2）収益事業等の利益額^(注1)の50%を繰入れる場合

- ① 以下の合計額を収入とする。
 - i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常収益
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金（認定規則第18条）の当期取崩し額
 - iii 損益計算書上の収益事業等会計から公益目的事業会計への資産繰入れ額（実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額^(注2)）^(注3)

（注1）収益事業等における利益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額。

（注2）収益事業等からの利益を実物資産で繰入れる場合には、繰入時の実物資産の帳簿価額に相当する額が収益事業等の資産から公益目的事業財産となり、同額を支出して、当該実物資産を取得するものと見なす。この場合の当該実物資産は公益目的保有財産となる（認定法第18条第5号）。

（注3）法人が収益事業等を行っていない場合にはiiiは除かれる。

- ② 以下の合計額を費用とする。
 - i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常費用
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額
- ③ 上記①と②の額を比較する。

(3) 収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合

① 収入として以下の合計額を算出する。

- i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常収益
- ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期取崩し額^(注)
- iii 公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（認定規則第22条第3項）（以下「公益資産取得資金」）の当期取崩し額^(注)
- iv 公益目的保有財産の当期売却収入（帳簿価額+売却損益）

（注）資金積立て時に、収支相償の計算上、費用として算入した額の合計額。

② 費用として以下の合計額を算出する。

- i 損益計算書上の（公益目的事業の会計に係る経常費用－公益目的保有財産に係る減価償却費）
- ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額（上限あり^(注)）
- iii 公益資産取得資金の当期積立て額（上限あり^(注)）
- iv 公益目的保有財産の当期取得支出

（注）「（各資金の積立て限度額－前期末の当該資金の残高）/目的支出予定時までの残存年数」として計算される額。

③ （②－①）の額について収益事業等から資産を繰入れる（利益の100%を上限、実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額^(注)）。

（注）収益事業等からの利益を実物資産で繰入れる場合には、繰入時の実物資産の帳簿価額に相当する額が収益事業等の資産から公益目的事業財産となり、同額を支出して、当該実物資産を取得するものと見なす。この場合の当該実物資産は公益目的保有財産となる（認定法第18条第5号、認定規則第26条第7号）。

④ 計算書類の作成に当たっては、損益計算書及び貸借対照表の内訳表において、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）は、公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、管理業務やその他の法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）とは区分して表示する。

(4) 剰余金の扱いその他

① ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。

② 事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件毎に

判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。

【参照条文】

認定法第五条

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えると見込まれるものであること。

(公益目的事業の収入)

認定法第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

(公益認定の申請)

認定規則第五条

- 3 法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
三 前項各号に掲げるもののほか、法第五条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

(事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類)

認定規則第二十八条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第二款 公益目的事業財産

認定法第十八条

- 四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

(収益事業等から生じた収益に乘じる割合)

認定規則第二十四条 法第十八条第四号の内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

(公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産)

認定規則第二十六条

- 七 公益認定を受けた日以降に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に前条の規定により表示したもの
- 八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

6. 認定法第5条第7号関係＜公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ＞

認定法第5条第7号の「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等への資源配分や事業内容如何により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じることであり、申請時には、公益認定の申請書や事業計画書等の添付書類の内容から総合的に判断する。

【参照条文】

認定法第五条

- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

7. 認定法第5条第8号、第15条関係＜公益目的事業比率＞

認定法第5条第8号及び第15条の「公益目的事業比率」は、申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する收支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項（認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの）第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項（認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの）第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

(1) 事業費と管理費

- ① 認定規則第13条（認定法第15条の公益目的事業比率の算定のための費用の額を定めるもの）第2項の「事業費」「管理費」の定義は次のとおりとする。
- i 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用
 - ii 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

（管理費の例示）

総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬。

(事業費に含むことができる例示)

専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人事費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができる。

管理部門^(注)で発生する費用（職員の人事費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入する。

(注) 管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門である。

- ② 認定規則第19条（認定規則第13条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの）の「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」については、以下の配賦基準を参考に配賦する。

(配賦基準)

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

(2) 土地の使用に係る費用額

認定規則第16条（認定法第15条の公益目的事業比率の費用額に法人の判断により土地の使用に係る費用額の算入を可能とするもの^(注1)）の「土地の賃借に通常要する賃料の額」の算定方法については、①不動産鑑定士等の鑑定評価、②固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式^(注2)、③賃貸事例比較方式や利回り方式など法人の選択に委ねる。

ただし算定の根拠については、認定規則第38条第2号イ「第28条第1項第2号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」において明らかにする必要がある。

(注1) 本条に基づいて事業比率の算定上、費用額に追加的に算入できるのは、上記の算定方法により得られた「土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除」（認定規則第16条第1項）した額である。

(注2) 倍率は、一般には3倍以内とする。

(3) 融資に係る費用額

認定規則第16条の2（認定法第15条の公益目的事業比率の費用額に法人の判断により融資に係る費用額の算入を可能とするもの）の「借入れをして調達した場合の利率」については、前事業年度末の長期プライムレートその他の市場貸出金利を用いるものとする。

(4) 無償の役務の提供等に係る費用額

- ① 認定規則第17条（認定法第15条の公益目的事業比率の費用額に法人の判断により無償の役務提供等に係る費用額の算入を可能とするもの）の「役務」等は、次の条件を満たすものを対象とする。
 - i その提供等が法人の事業等の実施に不可欠であること
 - ii 法人は提供等があることを予め把握しており、法人の監督下において提供等がなされること
 - iii 通常、市場価値を有するものであること

(注) 理事、監事、評議員については報酬等支給の基準の定めに従うことになり、無報酬の理事等の理事等としての職務の遂行は、費用に算入可能な「役務」には含まれない。

- ② 認定規則第17条の「必要対価の額」は、役務の提供を受けた法人において当該役務の提供に関して通常負担すべき額をいい、合理的な算定根拠に拠るか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算する。
- ③ 認定規則第17条第4項の「役務の提供があった事實を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」については、法人において、提供者の住所、氏名、日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係、提供者署名を記載した書類を作成するものとし、その概要を認定規則第38条第2号イ「第28条第1項第2号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」に記載する。

(5) 特定費用準備資金

認定規則第18条（認定法第15条の公益目的事業比率の費用額に法人の判断により特定費用準備資金への繰入れ額の算入を可能とするもの）の「特定費用準備資金」については、以下のように取扱う。

- ① 第1号の「資金の目的である活動を行うことが見込まれること」とは、活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。活動時期が単年度である必要はないが、法人の規模、実

績等に比して実現の見込みが低い事業や実施までに例えば10年の長期を超えるような事業は、積立て対象として適当ではない。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。法人の定款からは根拠付けられない活動は適当ではなく、また当該特定の活動の実施に当たっては、変更の認定（認定法第11条）等を要する可能性があることに留意する。

- ② 「他の資金と明確に区分して管理されて」（第2号）おり、「目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は取崩しについて特別の手続が定められていること」（同第3号）との関係において、当該資金は、貸借対照表、財産目録上は、資金単位で適宜の名称を付した上（例：〇〇事業実施積立資産）、目的、取崩しの要件等を定めた貸借対照表上の特定資産として計上されることを要する。
- ③ 資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合」（同第4項第3号）に該当し、資金は取崩しとなる。

（上記(2)～(5)に係る注）法人が、公益目的事業比率に関する上記(2)～(5)の調整項目のうちある項目を公益目的事業について適用する場合には、公益目的事業以外の事業や管理運営に係る業務においても適用することとなる。例えば公益目的事業において自己所有地に係るみなし費用額を算入した場合に、収益事業等においても自己所有地を使用しているときは、当該収益事業等についてもみなし費用額を算入する。複数の事業等で使用している土地については、面積比など適正な基準により、それぞれの事業等に配賦する（認定規則第16条第1項、同第19条）。また、(2)～(5)はそれぞれ別個の調整項目であり、ある項目を適用した場合に、他の項目も適用しなければならないということではない。

【参照条文】

認定法第五条

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

（公益目的事業比率）

認定法第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定さ

れる額

- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

(費用額の算定)

- 認定規則第十三条 法第十五条第一号の公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「公益実施費用額」という。）、同条第二号の収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「収益等実施費用額」という。）及び同条第三号の当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「管理運営費用額」という。）の算定については、この節に定めるところによる。
- 2 公益法人の各事業年度の公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額（以下「費用額」という。）は、別段の定めのあるものを除き、次の各号に掲げる費用額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 公益実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
 - 二 収益等実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき収益事業等に係る事業費の額
 - 三 管理運営費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき管理費の額

(土地の使用に係る費用額)

- 認定規則第十六条 公益法人が各事業年度の事業等を行うに当たり、自己の所有する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除して得た額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

(無償の役務の提供等に係る費用額)

- 認定規則第十七条 公益法人が各事業年度において無償により当該法人の事業等に必要な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきものを除く。以下同じ。）を受けたときは、必要対価の額（当該役務の提供を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。）を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。
- 4 第一項又は第二項の規定を適用した公益法人は、役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該事業年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

(特定費用準備資金)

認定規則第十八条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。（以下略）

- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。
 - 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
 - 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
 - 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - 五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。
- 4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
 - 三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合
その事実があった日における当該資金の額

(関連する費用額の配賦)

認定規則第十九条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができます。

8. 認定法第5条第9号、第16条関係＜遊休財産額の保有の制限＞

認定法第5条第9号の遊休財産額の保有の制限は、申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する收支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項（認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの）第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項（認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの）第2

号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

認定規則第22条（認定法第16条の「遊休財産額」を定めるもの）第3項において「遊休財産額」から除外される財産として「控除対象財産」を定めているが、これについては以下のように取扱う。

(1) 公益目的保有財産（同1号）

- ① 繼続して公益目的事業の用に供するために保有する財産（認定規則第25条第2項）であるが、断続的であっても、長期間継続して使用している場合は継続して用に供するものとする。
- ② 対象となる財産は事業の用に供する範囲に限定される。他の事業等と共用する財産については、法人において区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。その際には、
 - ・ 可能であれば物理的に特定する（例：建物1階介助浴室、脱衣室部分）。
 - ・ 物理的な特定が困難な場合には、一の事業の資産として確定し、減価償却費等の関連費用は使用割合等適正な基準により按分する。金融資産については、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上し、範囲を確定する。
- ③ 財産目録には、公益目的保有財産は、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示することとなっており（認定規則第31条第3項、同25条第1項）、具体的には「公益」の勘定区分の下で財産の名称、面積等、所在場所（物理的特定が可能な場合に限る）、帳簿価額、事業との関連性、不可欠特定財産である場合にはその旨と取得時期と認定時期との関係を明らかにして表示を行うものとする。
- ④ 公益認定の申請書には、各公益目的事業に主として利用する財産の名称、所在場所、面積、帳簿価額等を記載することで、当該財産をどの公益目的事業の用に供するかを明らかにする。

例1：財産目録の記載例

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）			
（固定資産） （基本財産） 土地	○○m ² × × 市△△町3-5-1	公益目的保有財産であり、○○事業の施設に使用している。	× × ×
美術品	絵画 ○点（詳細明細）	公益目的保有財産であり、○○事業に供している。認定前に取得した不可欠特定財産である。	× × ×
....			
資産合計			

....			
------	--	--	--

例2: 公益目的保有財産の明細(財産目録の明細)

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			○○m ² × × 市▽▽町3-5-1 × × × 円	○○事業
建物				
美術品	○○像 × × × 円 ○○○図 × × × 円			○○事業
...				
合計	× × × 円		× × × 円	

(2) 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産（同2号）

公益目的事業の財源確保のため又は公益目的事業に付随して行う収益事業等の用に供する固定資産、公益目的事業や当該収益事業等の管理業務の用に供する固定資産とする。利用効率が低いため、財源確保に実質的に寄与していない固定資産は該当しない。管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する。

(3) 上記(1)、(2)の特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（同3号）

- ① 特定費用準備資金に関する規定の準用に関し（認定規則第22条第4項）、「資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること」（読み替え後の認定規則第18条第3項第1号）については、取得又は改良の対象とその時期が具体的なものであることを要する。減価償却引当資産は、対象が具体的であれば本号の資金に該当する。
- ② 「資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額が合理的に算定されていること」（読み替え後の同第5号）については、市場調達価格とする。
- ③ 資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合」（同条第4項第3号）に該当し、資金は取崩しとなる。

(4) 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に従

って使用又は保有されているもの（同5号）

例えば、賃貸し、その賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨定めがあつて寄附された建物を、その定めに従い使用収益している場合が該当する。また、定められたとおりの「使用」の実態がない場合には、遊休財産と判断することがありうる。

(5) 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（同6号）

例えば、研究用設備を購入する旨定めがあつて寄附されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金が該当する。

なお、負債性引当金に準ずる内容の準備金は、遊休財産額の計算では引当金と同様の取り扱いとする。

【参照条文】

認定法第五条

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えることなく見込まれるものであること。

(遊休財産額の保有の制限)

認定法第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(遊休財産額)

認定規則第二十二条

2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
- 一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産
 - 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
 - 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）
 - 四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）
 - 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの
 - 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金
- 4 前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。（以下略）

（財産目録の区分）

認定規則第三十一条

- 3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。この場合において、公益目的保有財産については第二十五条第一項の方法により表示しなければならない。

9. 認定法第5条第10号関係＜理事と特別の関係がある者＞

認定令第4条（認定法第5条第10号の理事と「特別の関係がある者」を定めるもの）に掲げる者については、社会通念に照らして判断する。

【参照条文】

認定法第五条

- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

（理事と特別の関係がある者）

認定令第四条 法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 前二号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

10. 認定法第5条第11号関係＜同一の団体の範囲＞

認定法第5条第11号の「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断する。

【参照条文】

認定法第五条

- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

11. 認定法第5条第12号関係＜会計監査人の設置＞

- (1) 認定法第5条第12号の適用を受けて会計監査人を置くものとされる法人については、公益認定時に会計監査人が置かれていることが必要である。
- (2) 一般社団・財団法人が一般社団・財団法人法第123条第2項に基づく最初の計算書類を作成するまでの間に公益認定の申請を行う場合の認定令第6条（会計監査人の設置に係る認定法第5条第12号の「勘定の額」及び「基準」を定めるもの）の申請時の適用については、同条第1号、第2号の規定は適用されない。特例民法法人は、整備規則第11条第2項に規定する事業年度に係る損益計算書（正味財産増減計算書）を認定規則第5条第2項第3号の「書類」として添付するが、認定令第6条第1号、第2号については、同損益計算書上の対応する各勘定の額に基づいて適用する。同条第3号については、同じく整備規則第11条第2項に規定する事業年度に係る認定規則第5条第2項第2号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額に基づき、適用する。

【参照条文】

認定法第五条

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

(会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準)

認定令第六条 法第五条第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げるものとし、同条第十二号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる勘定の額に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円
- 二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 千億円
- 三 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

12. 認定法第5条第13号、第20条関係＜役員等の報酬等の支給基準＞

認定法第5条第13号の支給の基準を定めるべき「報酬等」は、法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。また、実費支給の交通費等は報酬等に含まれず、使用人等と並んで等しく受ける当該法人の通常の福利厚生も含まれない。

【参照条文】

認定法第五条

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

13. 認定法第5条第14号イ関係＜社員の資格得喪に関する条件＞

認定法第5条第14号イの「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関

連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

14. 認定法第5条第15号関係＜他の団体の意思決定に関与することができる財産＞

ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、本基準を満たすことが可能である。

【参照条文】

認定法第五条

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

15. 認定法第5条第16号関係＜不可欠特定財産＞

(1) 認定法第5条第16号の「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」(以下「不可欠特定財産」)は、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をさす。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当する。当該事業に係る不可欠特定財産がある場合には、全て申請時にその旨を定めておく必要がある。

(2) 財団法人における不可欠特定財産に係る定款の定めは、基本財産としての定め(一般社団・財団法人法第172条第2項)も兼ね備えるものとする。一般社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはないが、不可

欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示する。

(3) 法人において不可欠特定財産と定めても、結果として公益目的事業に認定されなかった事業の用に供されていたり、不可欠特定であるとは認められなかったりした場合には、当該財産は不可欠特定財産とはならない。そのため、公益認定の申請書においてどの事業の用に供するか明らかにする必要がある。

(4) 財産目録には、基本財産かつ不可欠特定財産である旨、また公益認定前に取得した財産については、その旨もあわせて記載する。

(注) 金融資産や通常の土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性などから必ずしも上記のような不可欠特定という性質はないと考えられることから、法人において基本財産として定めることは可能であるが、不可欠特定財産には該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

16. 認定法第5条第17号、第18号関係＜財産の贈与、帰属先＞

認定法第5条第17号の定款の定めは、申請時には、第17号に掲げる者とのみ定めることで足る。

【参照条文】

認定法第五条

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

- ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ト その他イからトまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

17. 認定法第18条関係＜公益目的事業財産＞

- (1) 法人が受けた財産が、「寄附を受けた財産」（認定法第18条第1号）、「公益目的事業に係る活動の対価として得た財産」（同第3号）のいずれに該当するかについては、その名目を問わず、受け入れた法人における当該財産の実質に応じて区分する。
- (2) 認定法第18条第1号、第2号括弧書きの「公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたもの」については、法人が受けた財産の一部について公益目的事業以外への使用が定められている場合も含まれる。またこの定めは、公益目的事業以外への使用が明らかであれば足り、使途が個別具体的に定められている必要はない。
- (3) 認定規則第26条（認定法第18条第8号の財産を定めるもの）第1号の「徴収した経費」については、その徴収に当たり公益目的事業以外のために使用すべき旨、定められているものの額に相当する財産は、公益目的事業財産には含まれない。また徴収に当たっての、例えば、「法人の運営に充てるため」のような一般的な定めは、「その徴収に当たり使途が定められていないもの」とする。なお、経費徴収の根拠は定款の定めに基づくことが必要であるが、具体的な使途については理事会決議に基づく内部規定に委任することが可能である。この場合、行政庁との関係においては、当該規定は定款の一部とみなし、提出（認定法第7条第2項第1号）、届出（認定法第13条第1項第3号）を行う。
- (4) 公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる。

- (5) 公益目的事業以外のために使用する寄附金、経費収入等については、受け入れの際の指定された使途に応じ、管理業務に関する会計又は収益事業等に関する会計の区分に直接収益計上する。

【参照条文】

第二款 公益目的事業財産

認定法第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

認定規則第二十六条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

18. 認定法第19条関係＜収益事業等の区分経理＞

- (1) 認定法第19条の「各収益事業等ごとに特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業^(注)を区分し、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。

（注）法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。

- (2) 計算書類の作成について、①損益計算書（正味財産増減計算書）は、内

訳表において会計を公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）及び管理業務やその他の法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）の3つに区分し、更に上記(1)の区分に応じて収益事業等ごとに表示する。内訳表においては公益目的事業も事業ごとに表示する。認定法第7条第2項第2号の「收支予算書」の作成も同様とする。②貸借対照表は、収益事業等から生じた収益のうち 50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人については、内訳表において会計を公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）及び管理業務やその他の法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）の3つに区分して表示する。

【参照条文】

（収益事業等の区分経理）

認定法第十九条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

II 整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について (一般社団法人・一般財団法人への移行関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）及び同法施行規則（以下「整備規則」）に基づく移行認可の申請に関し、整備法第117条第2号に規定する移行認可の基準及び関連する規定のうち公益目的支出計画に関するものについての運用を明らかにし、もって法の円滑な施行を図ることを目的としている。

なお、具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断する。

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）

公益目的支出計画が「適正」であることについては、以下の事項を確認する。

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等^(注)について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していること
- (2) 実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであること
- (3) 実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していること
- (4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていること

なお、公益目的支出計画に記載する実施事業等について、認可申請を行う法人（以下「法人」）は、公益目的支出計画に実施事業等ごとに記載することを要し、それぞれについて内容、収益・費用に関する額等について記載する。収益事業や共益的事業など実施事業に該当しない部分が含まれている場合にはこれを区分し、実施事業に該当する部分について記述することを要する。

（注）実施事業^(注1)及び特定寄附^(注2)をいう（以下同じ。）。

（注1）整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業をいう（以下同じ。）。

（注2）同号ロに規定する寄附をいう（以下同じ。）。

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是

正を求めるもあり得る。

(1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて

申請において、実施事業等については事業区分ごとに内容及び収益・費用に関する額等が記載されており、整備法第119条第2項第1号「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当することを要する。また、実施事業について定款に位置づけられていることを要する。

i 「イ」として記載した支出（事業）について

当該事業が公益目的事業であるかどうかは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）における公益目的事業と同様に判断する。

ii 「ロ」として記載した支出について

当該支出（特定寄附）の相手方が、認定法第5条第17号に掲げるもののいずれかに該当することを確認する（同号の「ト」として同法施行令第8条に該当する場合は、その条件を満たすものであることを確認する。）。

iii 「ハ」として記載した支出（事業）について

当該事業が、旧主務官庁の監督下において公益に関する事業と位置づけられており、「ハ」に該当するかどうかについて、整備法第120条第4項に基づき、行政庁は事業内容等必要な資料を添えて旧主務官庁に対し意見聴取を行うものとし、原則として旧主務官庁の意見を尊重する。

ただし、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益に関する事業としてはふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認めないこともあります。この場合には、整備法第120条第5項に基づき行政庁が当該旧主務官庁に通知する文書に、その旨及び理由を記載する。

(2) 実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであることについて

実施事業等を行うに当たり「特別の利益」（認定法と同様の考え方とする。）を与えることとなる事業又は寄附は、実施事業等とは認められない。

（I－3 「認定法第5条第3号、第4号関係＜特別の利益＞」（3頁）参照）

- (3) 実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していることについて
実施事業を行うために必要な許認可等の有無を確認するほか、当該実施事業に必要な「技術的能力」（認定法と同様の考え方とする。）を法人が有しない場合は、その事業は実施事業とは認められない。
(I-2の「《技術的能力》」(2頁) 参照)
- (4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）
(資産の評価について)

公益目的財産額の算定に必要な資産の評価に当たっては、過大な費用をかけることは適当でないと考えられるため、以下のとおりとする。

i 土地の評価方法について

例えば、固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した価額などが考えられる。

法人の保有する資産であって、移行後において当該法人が長期にわたり継続的に事業を行う場合にそれらの事業に継続して使用することが確実な資産（建物等の減価償却資産を含む。）については、当該資産が継続して使用されることを前提に算定した額を評価額とすることができる。

なお、土地及び建物を一体として評価する場合であっても、土地に係る算定額と建物に係る算定額を区分することが可能な場合は、それらを区分して申請することができる。

ii 減価償却資産の評価方法について

建物等の減価償却資産については、時価評価資産に含めないものとする。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価を妨げない。

iii 有価証券の評価方法について

上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。

なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。

iv 美術品等その他の資産の評価方法について

法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても簿価とすることを認める。

継続的に実施事業に使用する予定がないもの、売却の予定があるものについては、時価評価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。

(引当金等について)

負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（引当金に準ずるものを含む。）については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

※ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異^(注)の扱いについて
費用処理期間を定めて当該期間にわたり費用処理を行っている法人にあっては、当該未処理額についても公益目的財産額の算定から控除することができる（この場合、未処理額の算定根拠などの資料の提出を求める。）。

なお、公益目的財産額の算定期間に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

(注) 会計基準変更時において本来計上すべき引当金額の満額と実際に計上している引当金の差額をいう。

会計基準変更時差異は、平成 18 年 4 月 1 日以降 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理をすることとなる。

② 実施事業等に係る収入と支出について（整備法第 119 条第 2 項第 1 号、2 号関係）

i 公益目的支出の額について

整備規則第 16 条に規定する「公益目的支出の額」のうち、同条第 1 号の「実施事業に係る事業費」とは、実施事業の目的のために要する費用とする。

また、事業費に含むことができるものの取扱いについては、認定法と同様の考え方とする。（I-7 の「(1) 事業費と管理費」（8 頁）

参照)

実施事業資産についても、当該実施事業資産が複数の用途に供している場合には、認定法と同様の考え方とし、当該用途に応じて区分するものとする。(「I-8の「(1) 公益目的保有財産」(14頁)参照)

ii 実施事業収入の額について

整備規則第17条第1項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第1号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

- 一 実施事業の実施に係る対価としての収益（入場料、手数料等）
- 二 使途が実施事業に特定されている収益
- 三 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第2号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。

※ 法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。

2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとする。

申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。

なお、申請時には、公益目的支出計画に記載する事業以外の事業について、申請をする法人の全体の事業のうち主な事業について記載することとする。

これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともあります。

移行後においては、多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などをを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることを求める。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ整備法第125条第1項に規定する公益目的支出計画の変更認可を受けなければならない。

【参照条文】

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（認可の基準）

第百十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

（公益目的支出計画の作成）

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公益の目的のための次に掲げる支出
 - イ 公益目的事業のための支出
 - ロ 公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附
 - ハ 第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出
- 二 公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額（当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。）を控除して得た額（以下この款において「公益目的財産残額」という。）が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画
- 三 前号に掲げるもののほか、第一号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

（認可の申請手続等）

第百二十条

- 4 行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第百十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。
- 5 行政庁は、第一項の申請書の提出を受け、又は第四十五条の認可をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

(公益目的支出計画の実施が完了したことの確認)

第百二十四条 移行法人は、第百十九条第二項第一号の支出により公益目的財産残額が零となったときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる。

(公益目的支出計画の変更の認可等)

第百二十五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

(合併をした場合の届出等)

第百二十六条 移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人（公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）又は合併により設立する法人（公益法人を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

- 一 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるときは、当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁
 - 二 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
 - 三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款
 - 二 合併をする移行法人の最終事業年度（一般社団法人である移行法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。次号において同じ。）に係る貸借対照表その他の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの
 - 三 合併をする移行法人の最終事業年度に係る次条第一項に規定する公益目的支出計画実施報告書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 第一項第二号又は第三号に掲げる場合における同項の規定による届出をした一般社団法人又は一般財団法人は、同項第二号に掲げる場合にあっては当該吸収合併がその効力

を生ずる日以後、同項第三号に掲げる場合にあっては合併により設立する法人の成立の日 以後、同項第二号又は第三号に定める認可行政庁（認可行政庁が二以上あるときは、これらの認可行政庁が内閣府令で定めるところにより協議して定める一の認可行政庁）を認可行政庁とする移行法人とみなして、第百二十三条から第百三十条まで及び第百三十二条の規定を適用する。

- 4 移行法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人についての公益目的財産額は、合併をする移行法人の公益目的財産額の合計額とする。
- 5 次の各号に掲げる場合にあっては、合併により消滅する移行法人は、当該各号に定める日において第百二十四条の確認を受けたものとみなす。
 - 一 移行法人が吸收合併をした場合であって合併後存続する法人が公益法人であるとき 当該吸收合併がその効力を生ずる日
 - 二 移行法人が新設合併をした場合であって合併により設立する法人が公益法人であるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日
- 6 前項の場合には、合併後存続する公益法人又は合併により設立する公益法人は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該合併により消滅した移行法人が第百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を当該移行法人に係る従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）

第百三十条 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に帰属させなければならない。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）

（公益目的財産額）

第十四条 整備法第百十九条第一項に規定する公益目的財産額は、特例民法法人が整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下「移行の登記」という。）をした日以前にその末日が到来した事業年度のうち最終のもの（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあっては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第一号及び第二号に掲げる額を加算し、第三号及び第四号に掲げる額を減算して得た額とする。

- 一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
 - イ 土地又は土地の上に存する権利
 - ロ 有価証券
 - ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
 - 二 算定日における貸借対照表の引当金勘定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十三条第四項又は第二十四条第二項第一号の規定により計上する引当金（次に掲げる引当金を除く。以下同じ。）に係る勘定をいう。以下同じ。）に繰り入れた金額（当該引当金勘定に繰り入れるべき金額に達するまでのものに限る。）
 - イ 賞与引当金（当該事業年度の翌事業年度以降において使用人に賞与を支給する場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）
 - ロ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産を支給する場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）
 - 三 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額
 - 四 基金の額
- 2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

（整備法第百十九条第二項第一号の支出の額）

- 第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人が整備法第四十五条の認可を受けた公益目的支出計画（整備法第百二十五条第一項の変更の認可を受けたときは、その変更後の公益目的支出計画）に記載した整備法第百十九条第二項第一号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）に係る事業費の額
 - 二 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額（当該移行法人の資産（商品（販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。）及び製品を除く。）のうち貸借対照表において実施事業に係る資産として明らかにされた資産（以下「実施事業資産」という。）以外の資産に係るもの）を除く。）

(整備法第百十九条第二項第一号の支出をした事業に係る収入の額)

第十七条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第二号の規定により公益目的支出の額から控除すべき実施事業に係る収入の額（以下「実施事業収入の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益の額
- 二 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業資産から生じた収益の額
- 2 前項各号の収益の額の算定に当たっては、当該収益の発生に伴って受け入れる資産が金銭以外のものである場合には、当該資産の額は、受け入れた時における時価によるものとする。

(整備法第四十五条の認可の申請の添付書類)

第三十一条 整備法第百二十条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 五 整備法第百二十四条の確認を受けるまでの間の収支の見込みを記載した書類

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

第五条

- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）

（公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）

第八条 法第五条第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）

二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。

ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。

ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。

ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。

ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

公益目的事業のチェックポイントについて

〔構成〕

第1 公益目的事業のチェックポイントの性格
 第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント
 - (1)検査検定、(2)資格付与、(3)講座、セミナー、育成、(4)体験活動等、(5)相談、助言、(6)調査、資料収集、(7)技術開発、研究開発、(8)キャンペーン、〇〇月間、(9)展示会、〇〇ショー、(10)博物館等の展示、(11)施設の貸与、(12)資金貸付、債務保証等、(13)助成(応募型)、(14)表彰、コンクール、(15)競技会、(16)自主公演、(17)主催公演

2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

【補足】横断的注記

第1 公益目的事業のチェックポイントの性格

認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、

A（学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業）であって、

B（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）

という構成をとっており、公益目的事業か否かについては、AであってBとなっているかを判断することとなる（別紙）。

このうちAの部分については認定法の別表各号で明示しているため、Bの部分、すなわち「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、第2の1.に公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

なお、法人の行う事業が公益目的事業か否かについては、認定法第5条各号の基準への適合性を審査するに際して、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において判断することとなる。本チェックポイントは、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、上記Bの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなる。

また、本チェックポイントは、事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを説明するために、法人がどのような点につい

て明らかにすればよいかを示す意義もある。

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた(1)～(17)の事業区分ごとに、公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

なお、(1)～(17)は法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものであり、各事業区分について、事業報告書等に記載されている事業名を別添に付す。

また、これ以外の事業は公益目的事業ではないということではなく、これ以外の事業についてのチェックすべき点については、「2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」に掲げる。

(1) 検査検定

ここでいう「検査検定」は、申請に応じて、主として製品等の安全性、性能等について、一定の基準に適合しているかの検査を行い、当該基準に適合していれば当該製品の安全性等を認証する事業のことである。

法人の事業名としては、検査、検定、認証等としている。

公益目的事業としての「検査検定」は、製品等の安全性、性能等について適切に確認することを趣旨としている必要がある。また、審査の質が低いと却って不特定多数の者の利益を害しかねない。

したがって、審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定

期的点検と性能向上／能力評価の実施／法令等により求められる能力について許認可を受けている)

(2) 資格付与

ここでいう「資格付与」は、申請者の技能・技術等について、一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業のことである。

法人の事業名としては、技能検定、資格認定等としている。文化及び芸術の振興に係るものについては、「(3)講座、セミナー、育成」を適用する。

公益目的事業としての「資格付与」は、技能・技術等について、一定の水準に達しているかについて適切に確認することを趣旨としている必要がある。

したがって、審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該資格付与の基準を公開しているか。
- ③ 当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ④ 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)
- ⑤ 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

(3) 講座、セミナー、育成

ここでいう「講座、セミナー、育成」は、受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行う事業のことである。

法人の事業名としては、講座、講習、セミナー、育成等としている。防災研修など社会的な課題への対処、文化、芸術等の振興を目的とした専門的知識・技能の講座等があげられる。

公益目的事業としての「講座、セミナー、育成」は、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その事業内容につき一定の質が確保されているか等に着目

して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。
(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

(4) 体験活動等

ここでいう「体験活動等」は、公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことである。

法人の事業名としては、○○体験、○○教室等としている。

公益目的事業としての「体験活動等」は、公益目的として設定されたテーマについて体験を通じた啓発・普及活動を趣旨としている必要がある。

したがって、本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）
- ③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

(5) 相談、助言

ここでいう「相談、助言」は、相談に応じて、助言や斡旋その他の支援を行う事業のことである。

法人の事業名としては、相談、助言、苦情処理等としている。支援を行うに当たっては専門家を派遣することもある。

公益目的事業としての「相談、助言」は、問題を抱える者に対して適切に助言等の支援を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、助言の質の確保に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- ③ 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）

(6) 調査、資料収集

ここでいう「調査、資料収集」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業のことである。

法人の事業名としては、調査、統計、資料収集等としている。

公益目的事業としての「調査、資料収集」は、原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

したがって、結果の取扱いに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。
(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。

(7) 技術開発、研究開発

ここでいう「技術開発、研究開発」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して技術等の開発を行う事業のことである。なお、成果については、成果の発表や論文の発表を行うとともに、知的財産権の取得を行うのが一般的である。

法人の事業名としては、技術開発、研究開発、研究、システム開発等としている。

公益目的事業としての「技術開発、研究開発」は、原則として、その成果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

したがって、成果の普及をしているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは、「(6)調査、資料収集」のチェックポイントと同じ。

(8) キャンペーン、〇〇月間

ここでいう「キャンペーン、〇〇月間」は、ポスター、新聞その他の各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、特定のテーマについて対外的な啓発活動を行う事業のことである。

法人の事業名としては、キャンペーン、〇〇運動、〇〇月間等としている。

各種広報媒体等とは、ポスター、リーフレット、新聞、テレビ、ラジオ、車内広告、電光掲示板等。なお、キャンペーンの手段として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合がある。

公益目的事業としての「キャンペーン、〇〇月間」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、キャンペーンの一環として要望・提案を行う場合に、メリットが特定多数の者に限定されるような内容となっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例: テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ (要望・提案を行う場合には,) 要望・提案の内容を公開しているか。

(9) 展示会、〇〇ショー

ここでいう「展示会、〇〇ショー」は、展示という手段により、特定のテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業（文化及び芸術の振興に係る事業を除く。）のことである。比較的短期間であるため、法人が会場を借り上げ、ブースを出展者に貸す場合が多い。

法人の事業名としては、展示会、博覧会、ショー、フェア等としている。

公益目的事業としての「展示会、〇〇ショー」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、また、出展者を選定するに当たって公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例: テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)
(注) 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異なっていない限り、製品等の紹介も認め得る。
- ③ (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例: 出展料に不当な差別がないか)

(10) 博物館等の展示

ここでいう「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展示を行う事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇館、コレクション、常設展示、企画展等としている。

公益目的事業としての「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料に直接接する機会を不特定多数の者に与えることを趣旨としている必要がある。

したがって、テーマを適切に定めるとともに、展示内容にそのテーマを反映させているか、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適當な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。（例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）
- ③ 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。
- ④ 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

(11) 施設の貸与

ここでいう「施設の貸与」は、公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸与する事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇施設の貸与、〇〇施設の利用等としている。

(注1) 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与するとともに、貸与以外でも例えば公益目的の主催公演で使用することも多いが、この場合には、法人は公益目的での貸与（公益目的事業）、公益目的以外での貸与、公益目的の主催公演を区別した上で、費用及び収益を配賦する必要がある。配賦後の公益目的事業に係る費用が、公益目的事業費となる。

(注2) 公益目的での貸与を区別するに当たり、以下の点に注意する必要がある。

- ・ 公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても、当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、公益目的での貸与とならない。
- ・ 定款で定める事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業と認められないことがあり得る。

公益目的事業としての「施設の貸与」は、施設を貸与することによって公益目的を実現しようということを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された使用目的に沿った貸与がされるか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

(12) 資金貸付、債務保証等

ここでいう「資金貸付、債務保証等」は、公益目的で個人や事業者に対する資金貸付や債務保証等を行う事業のことである。

法人の事業名としては、資金貸付、融資、債務保証、信用保証等としている。また、資金貸付、債務保証のほか、設備導入の援助（リース、割賦販売）等も含む。

公益目的事業としての「資金貸付、債務保証等」は、公益目的として設定された事業目的に沿って資金貸付、債務保証等を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、事業目的として公益の増進を掲げても実質的には構成員の共通の利益に奉仕するに過ぎないものになっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
- ③ 対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれているか。
- ④ 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
- ⑤ 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。（対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。）
- ⑥ 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

(13) 助成（応募型）

ここでいう「助成（応募型）」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する事業のことである。

法人の事業名としては、助成、給付、奨学金等としている。奨学金の場合には、無利息・長期分割返還の貸与も含む。

公益目的事業としての「助成（応募型）」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業・者の設定及び対象者の選考の二段階である。

したがって、この二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）
- ④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）
- ⑥ （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

(14) 表彰、コンクール

ここでいう「表彰、コンクール」は、作品・人物等表彰の候補を募集し、選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業のことである。

法人の事業名としては、表彰、コンクール、〇〇賞等としている。なお、部内の者に対する表彰（職員の永年勤続表彰等）もあるが、ここでは対象から除く。

公益目的事業としての「表彰、コンクール」は、適切な選考を通じて、優れた作品・人物等を顕彰することを趣旨としている必要がある。

したがって、選考の質や公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除）

- ③ 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- ④ 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- ⑤ 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めてないか。

(15) 競技会

ここでいう「競技会」は、スポーツ等の競技を行う大会を開催する事業のことである。

法人の事業名としては、競技会、競技大会、〇〇大会等としている。

公益目的事業としての「競技会」は、競技者に対して技能の向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによってスポーツ等を振興することを趣旨としている必要がある。

したがって、競技会の質を維持・向上するような工夫がなされているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。（例：親睦会のような活動にとどまっていないか）
- ③ 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

(16) 自主公演

ここでいう「自主公演」は、法人が、自らの専門分野について制作又は練習した作品を演じ、又は演奏する事業のことである。

法人の事業名としては、公演、興行、演奏会等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

公益目的事業としての「自主公演」は、法人の専門分野の公演により、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

(注) 本事業区分の場合、特に当該事業が認定法の別表各号（例えば「文化及び芸術の振興を目的とする事業」）に該当するかが重要であるが、実質的に判断することとなる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

(17) 主催公演

ここでいう「主催公演」は、法人が、主として外部制作の公演の選定を行い、主催者として当該公演を実施する事業のことである。

法人の事業名としては、主催公演、主催コンサート等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

公益目的事業としての「主催公演」は、外部制作の公演を活用して、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定することになっているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。（例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／（地域住民サービスとして行われる場合）企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている）
- ③ 主催公演の実績（公演名、公演団体等）を公表しているか。

2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

1. のチェックポイントは、概ね以下に集約され、1. の事業区分に該当しない事業についても、これを参考にチェックするのが有効であろう。

- ① 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）
- ② 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）

- ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）
- イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）
- ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）
- エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）

（注）②（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

【補足】横断的注記

(1) 事業の単位（どのように事業をまとめるか）は、事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることは構わないが、以下の点に留意する必要がある。

- ・事業のまとめ方によっては、当該事業が複数の事業区分に該当することもあり得る。その場合、該当する複数の事業区分を適用する。（例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分を適用する。）
- ・また、収益事業等は明確に区分する必要がある。（例えば、博物館で売店事業や食堂事業を営む場合、当該事業は博物館事業とは区分する必要がある。）
- ・ここでの事業の単位が、収支相償の第一段階の事業の単位となる。

(2) 事業に付随して行われる会議は、当該事業の一環と整理して構わない。（例えば、公益目的事業に係る会議（例：公益目的事業と認められるセミナーに必要な企画を行う会議）に要する費用は、公益目的事業の費用に含まれ得る。）

(3) 各用語の解説

ア 「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。

受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられる。

ただし、機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る。（例：特定の資格等を有する者の大半で構成される法人における講習による人材の育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、受講者が社員に限定されていても、公益目的事業とし得る。）

イ 「専門家が適切に関与しているか」：ここでいう「専門家」とは、事業の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者をいう。

チェックを行う趣旨は、事業目的を実現するための質が確保されているかを確認するためである。

その関与の形態としては、必ずしも法人で雇用している必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

【参照条文】

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
(抄)
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益目的事業について

「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- A 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものという。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

Bについて

個々の事業が特定多数の者ののみの利益の増進になつてないかどうかの観点からチェックポイントに沿つて検討。
※事実認定に当たつて留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

公益法人認定法 別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

事業区分 検査検定	チェックポイント …	○不特定多数の利益増進への寄与を明示? ○検査検定の基準を公表? …
	研究開発 …	

事業区分	チェックポイント	検査 検定	検査 検定
表彰	…	…	…
展示	…	…	…
施設貸与	…	…	…

事業区分ごとの事業名の例

事業区分		事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
1	検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2	資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、〇〇シヨー	展示会、博覧会、ショーア、〇〇展、フェア、フェスティバル
10	博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設の貸与	施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	資金貸付、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	自主公演	公演、興行、演奏会
17	主催公演	主催公演、主催コンサート

別添

指定管理者からの事業報告等について

地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者制度を導入した施設について、各指定管理者から、平成19年度の事業報告書が提出されたので、その概要を次のとおり報告する。

また、今年度から指定管理者が行う施設の管理運営業務の実施状況を点検することとしており、その点検結果についても併せて報告する。

1 報告対象施設

104施設（別紙「指定管理者からの平成19年度事業報告概要一覧」のとおり）

2 制度導入の効果

(1) 経費節減の状況

104施設において、指定管理者制度導入前と比べた場合の削減効果額は、4.9億円となった。

18年度制度導入施設（98施設） 4.6億円（17年度比）

19年度制度導入施設（6施設） 0.3億円（18年度比）

(2) 住民サービス向上の状況

種 別	取組事例
自主企画事業の充実	おかやま旧日銀ホール（企画コンサートの実施等） コンベックス岡山（ジーンズメッセ2008等の実施）
施設利用時間等の拡大	国際交流センター、岡山武道館（開館日数の拡大 18年度～） 城下地下駐車場（利用時間の拡大 18年度～）
利便性の向上等	ボランティア・NPO活動支援センター（館内案内表示の増設） 児童会館、総合グラウンド（授乳室の設置）

3 管理運営業務の実施状況の点検

指定管理者が行った管理運営業務について、事業計画等に沿った運営、危機管理体制の整備、利用者の意向確認などの7項目を県が点検したところ、104の全ての施設で「予定していた業務水準を概ね実施した」との結果であった。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要一覧 (単位:千円)

所管	No	施設名称	指定管理者	利用者数等	管理に係る収支の状況 (上段:18年度、下段:19年度)			実質的な 県負担額 (上段:18年度 下段:19年度)
					収入	支出	収支	
企画振興部	1	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋	倉敷市	45,528人	11,523	11,523	0	4,538
				51,831人	11,642	11,642	0	4,518
	2	岡山県おかやま旧日銀ホール	特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山	32,786人	71,361	69,079	2,282	28,447
				34,115人	63,148	60,561	2,587	28,154
	3	岡山県吉備高原都市センター区広場	株式会社吉備高原都市サービス					※ 9,988
				74,400人	8,974	8,974	0	8,793
生活環境部	4	岡山県グリーンヒルズ津山	津山市	154,855人	267,493	267,493	0	0
				143,356人	260,102	260,102	0	0
	5	岡山県笠岡陸上競技場	笠岡市	31,759人	45,724	45,724	0	0
				32,517人	43,182	43,182	0	0
	6	岡山県岡山国際交流センター	財団法人岡山県国際交流協会	130,164人	111,456	104,810	6,647	53,708
				140,275人	123,553	113,231	10,322	53,444
生活環境部	7	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体	53,940人	26,629	24,142	2,487	21,428
				61,236人	29,717	29,717	0	21,692
	8	犬養木堂記念館	財団法人岡山県郷土文化財団	9,492人	32,845	32,845	0	32,845
				10,321人	32,844	32,844	0	32,844
	9	岡崎嘉平太記念館	財団法人岡山県郷土文化財団	10,843人	26,287	26,287	0	26,287
				12,996人	26,287	26,287	0	26,287
生活環境部	10	岡山県立美術館	アトラクティブ大永株式会社					※ 74,073
				129,796人	71,000	71,000	0	71,000
	11	岡山武道館	財団法人岡山県武道振興会	88,903人	24,201	24,201	0	8,200
				88,280人	22,129	22,129	0	8,331
	12	岡山県津山総合体育館	津山市	110,282人				
				106,269人	55,797	55,797	0	0
生活環境部	13	岡山県津山東体育館		13,938人	54,467	54,467	0	0
				10,030人				
	14	岡山県美作ラグビー・サッカー場	美作市	50,680人	107,069	107,069	0	22,214
				61,181人	91,280	91,280	0	22,214
	15	岡山県備前テニスセンター	備前市	58,567人	13,320	13,320	0	0
				58,021人	13,140	13,140	0	0
生活環境部	16	岡山県津山陸上競技場	津山市	56,670人	73,304	73,304	0	0
				60,359人	64,158	64,158	0	0
	17	岡山県鷺羽山ビジターセンター	倉敷市	12,781人	6,860	6,860	0	3,430
				14,073人	6,986	6,986	0	3,493
	18	岡山県恩原自然展示館	鏡野町	1,000人	1,840	1,840	0	920
				1,000人	1,748	1,748	0	874
	19	岡山県自然保護センター	財団法人岡山県環境保全事業団					※ 129,973
				23,222人	126,399	126,861	△ 462	126,399

(注)※印の欄は、19年度に県の直接管理から指定管理者制度に移行した施設であり、18年度の管理費決算額

指定管理者からの平成19年度事業報告概要一覧

(単位:千円)

所管	No	施設名称	指定管理者	利用者数等	管理に係る収支の状況 (上段:18年度、下段:19年度)			実質的な 県負担額 上段:18年度 下段:19年度	
					収入	支出	収支		
保健福祉部	20	岡山県看護研修センター	社団法人岡山県看護協会	10,681人	15,264	15,264	0	14,277	
				12,997人	17,306	17,306	0	13,745	
	21	岡山県南部健康づくりセンター	財団法人岡山県健康づくり財団	90,341人	270,500	270,237	263	207,967	
				77,711人	271,627	271,246	381	214,805	
	22	岡山県立玉島寮	社会福祉法人自然の森	29,150人	220,407	220,856	△ 449	5,299	
				29,339人	225,587	224,812	775	4,454	
	23	岡山県立身体障害者授産所	社会福祉法人吉備の里	600人					
				637人					
	24	岡山県立知的障害者授産所		1,038人	415,346	406,252	9,094	6,663	
				1,136人	421,294	408,024	13,270	7,066	
	25	岡山県立吉備の里通勤寮		224人					
				240人					
	26	岡山県視覚障害者センター	社会福祉法人岡山県視覚障害者協会	14,642人	31,658	31,784	△ 126	17,451	
				14,096人	31,493	31,493	0	17,214	
	27	岡山県聴覚障害者センター	社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会	10,542人	24,881	24,888	△ 7	13,468	
				12,045人	23,602	23,602	0	12,880	
	28	岡山県健康の森学園授産施設	社会福祉法人健康の森学園	572人	171,428	168,175	3,253	4,948	
				565人	161,354	158,087	3,267	5,196	
	29	岡山県立おかやま福祉の郷	社会福祉法人旭川荘	2,448人	737,613	735,575	2,038	214,435	
				2,542人	765,279	738,946	26,333	204,187	
	30	岡山県立児童会館	岡山県立児童館管理運営共同体	22,722人	37,028	32,975	4,053	32,668	
				19,246人	36,457	34,155	2,302	32,236	
	31	岡山県立玉島学園	社会福祉法人恵聖会	549人	147,543	147,613	△ 70	71,768	
				569人	147,370	142,471	4,899	74,272	
	32	岡山県立津島児童学院	社会福祉法人旭川荘	411人	153,041	150,446	2,595	77,873	
				398人	163,063	159,596	3,467	84,189	
産業労働部	33	岡山県総合展示場コンベックス岡山	財団法人岡山総合展示場	1,014,370人	454,546	383,256	71,290	△ 60,000	
				917,177人	369,301	306,923	62,378	△ 70,000	
	34	岡山県技術振興研修センター	財団法人岡山県産業振興財団	42,346人	49,985	49,985	0	49,907	
				45,015人	49,974	49,974	0	49,907	
	35	岡山セラミックスセンター	岡山セラミックス技術振興財団	2,821人	114,502	114,502	0	59,800	
				3,877人	126,963	126,780	183	59,800	
	36	岡山県テクノサポート岡山	財団法人岡山県産業振興財団	37,913人	17,007	17,007	0	5,100	
				33,876人	15,556	15,178	378	5,100	
	37	岡山県水島サロン	倉敷市	216,895人	158,487	158,487	0	51,713	
				188,759人	150,727	150,727	0	64,202	
	38	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター	PFI岡山インキュベート株式会社	50件	82,217	82,217	0	55,843	
				42件	84,197	84,197	0	56,228	

指定管理者からの平成19年度事業報告概要一覧 (単位:千円)

所管	No	施設名称	指定管理者	利用者数等	管理に係る収支の状況 (上段:18年度、下段:19年度)			実質的な 県負担額 上段:18年度 下段:19年度
					収入	支出	収支	
産業労働部	39	岡山県 観光物産センター	社団法人岡山県産業 貿易振興協会	227,542人	52,626	55,472	△ 2,846	24,553
				261,164人	57,321	56,789	532	23,524
産業労働部	40	岡山県岡山テルサ	岡山テルサ コンソーシアム	306,290人	490,432	506,617	△ 16,186	20,000
				295,117人	485,511	500,499	△ 14,988	20,000
農林水産部	41	おかやまファーマーズ・ マーケットサウスヴィレッジ	灘崎町合併特例区	272,484人	99,894	99,894	0	76,744
				273,028人	95,295	95,295	0	76,744
農林水産部	42	おかやまファーマーズ・ マーケットノースヴィレッジ	勝央町	246,683人	104,144	104,144	0	79,738
				304,914人	98,648	98,648	0	79,738
農林水産部	43	岡山県立青少年農林 文化センター三徳園	岡山県農林漁業担い手育 成財団	123,552人	34,985	39,682	△ 4,697	31,500
				122,793人	34,342	34,342	0	30,500
農林水産部	44	岡山県二十一世紀の森	岡山県農林漁業担い手育 成財団	36,872人	23,581	23,898	△ 317	23,549
				40,649人	23,104	23,104	0	23,070
農林水産部	45	岡山県立森林公園	財団法人 上齋原振興公社	39,029人	28,603	28,603	0	28,570
				41,294人	28,611	28,874	△ 263	28,570
農林水産部	46	龍ノログリーンシャワー 公園	岡山県森林組合連合会	55,650人	10,238	10,238	0	10,238
				49,990人	10,238	10,238	0	10,238
農林水産部	47	長船美しい森	瀬戸内市	19,902人	8,450	8,450	0	0
				19,910人	8,993	8,993	0	0
農林水産部	48	和気美しい森	和気町	11,110人	5,685	5,685	0	0
				12,963人	5,119	5,119	0	0
農林水産部	49	倉敷美しい森	倉敷市	19,467人	4,461	4,461	0	0
				15,179人	4,237	4,237	0	0
農林水産部	50	真備美しい森	倉敷市	6,811人	6,016	6,016	0	0
				8,398人	6,266	6,266	0	0
農林水産部	51	里庄美しい森	里庄町	3,014人	3,592	3,592	0	0
				3,564人	3,591	3,591	0	0
農林水産部	52	高梁美しい森	高梁市	4,830人	2,031	2,031	0	0
				4,503人	1,983	1,983	0	0
農林水産部	53	新見美しい森	新見市	586人	1,412	1,412	0	0
				769人	1,377	1,377	0	0
農林水産部	54	久米南美しい森	久米南町	5,840人	2,162	2,162	0	0
				5,320人	1,854	1,854	0	0
農林水産部	55	勝山美しい森	真庭市	9,300人	7,986	7,986	0	0
				9,571人	8,880	8,880	0	0
土木部	56	東粟倉美しい森	美作市	929人	770	770	0	0
				940人	750	750	0	0
土木部	57	岡山県 牛窓ヨットハーバー	牛窓ヨットハーバー 管理グループ	4,530人	53,697	37,490	16,207	△ 17,000
				3,773人	55,416	37,684	17,732	△ 17,365

指定管理者からの平成19年度事業報告概要一覧

(単位:千円)

所管	No	施設名称	指定管理者	利用者数等	管理に係る収支の状況 (上段:18年度、下段:19年度)			実質的な 県負担額 上段:18年度 下段:19年度			
					収入	支出	収支				
土木部	58	岡山県総合グラウンド	社団法人 岡山県総合協力事業団	393,282人	473,992	445,987	28,005	378,211			
				440,869人	485,243	459,921	25,322	374,391			
60	59	岡山県 倉敷スポーツ公園	財団法人 倉敷スポーツ公園	492,474人	346,939	346,942	△ 3	194,667			
				402,310人	324,347	323,227	1,120	189,252			
61	62～ 90	岡山県立 城下地下駐車場	財団法人 岡山県開発公社	239,460台							
				230,331台	131,981	71,273	60,708	△ 40,311			
91	61	岡山県城下地下広場		37件	127,798	70,982	56,816	△ 38,031			
				33件							
92	90	県営住宅 花畠団地 外28団地	岡山県住宅供給公社	6,055戸	511,693	511,693	0	△ 416,627			
				5,988戸	506,798	506,798	0	△ 415,441			
93	91	県営住宅 笠岡団地	笠岡市	86戸	5,815	5,815	0	△ 2,794			
				83戸	3,815	3,815	0	△ 4,205			
94	92	県営住宅 井原団地	井原市	41戸	722	722	0	△ 9,434			
				41戸	600	600	0	△ 9,310			
95	93	県営住宅 高梁団地	高梁市	51戸	1,376	1,376	0	△ 7,496			
				51戸	2,189	2,189	0	△ 6,740			
96	94	県営住宅 新見団地	新見市	36戸	1,961	1,961	0	△ 6,903			
				36戸	2,598	2,598	0	△ 6,186			
97	95	県営住宅 泉団地	和気町	189戸	923	923	0	△ 16,825			
				182戸	924	924	0	△ 16,156			
98	96	県営住宅 矢掛団地	矢掛町	10戸	1,089	1,089	0	△ 2,015			
				8戸	539	539	0	△ 1,907			
99	97	県営住宅 勝間田団地	勝央町	24戸	882	882	0	△ 4,681			
				24戸	1,024	1,024	0	△ 4,543			
教育委員会	100	岡山県 備北青年の家	新見市	13,429人	49,826	49,826	0	11,871			
				11,555人	49,909	49,909	0	11,312			
101	102	岡山県 津山婦人青年の家	津山市	26,418人	30,709	30,709	0	0			
				30,156人	30,339	30,339	0	0			
103	103	特別史跡旧閑谷学校	財団法人特別史跡旧閑谷 学校顕彰保存会	126,383人	44,653	44,653	0	5,345			
				151,052人	50,699	47,676	3,023	5,185			
104	104	岡山県立博物館	サピックス・三要電熱工業 共同事業体					※ 29,561			
				45,144人	26,715	26,715	0	26,715			
105	105	岡山県立吉備路郷土館	吉備路風土記の丘環境保 全協会	14,485人	17,232	17,232	0	16,607			
				13,512人	16,733	16,733	0	16,109			
106	106	岡山県 生涯学習センター	西日本建物管理 株式会社					※ 30,305			
				57,162人	30,176	30,176	0	23,951			
107	107	岡山県立図書館	フォー・エス共同事業体					※ 75,545			
				1,039,979人	65,156	65,156	0	65,156			
合 計					6,537,720	6,353,499	184,221	1,758,149			
					6,769,044	6,549,670	219,374	1,728,095			

総務委員会資料(Ⅱ)

◎ 指定管理者からの事業報告について

	頁
○ 岡山県おかやま旧日銀ホール	1
○ 岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋	3
○ 岡山県吉備高原都市センター区広場	5
○ 岡山県グリーンヒルズ津山	7
○ 岡山県笠岡陸上競技場	9
○ 岡山県岡山国際交流センター	11

平成20年7月15日

企画振興部

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	おかやま旧日銀ホール（ルネスホール）		
-----	--------------------	--	--

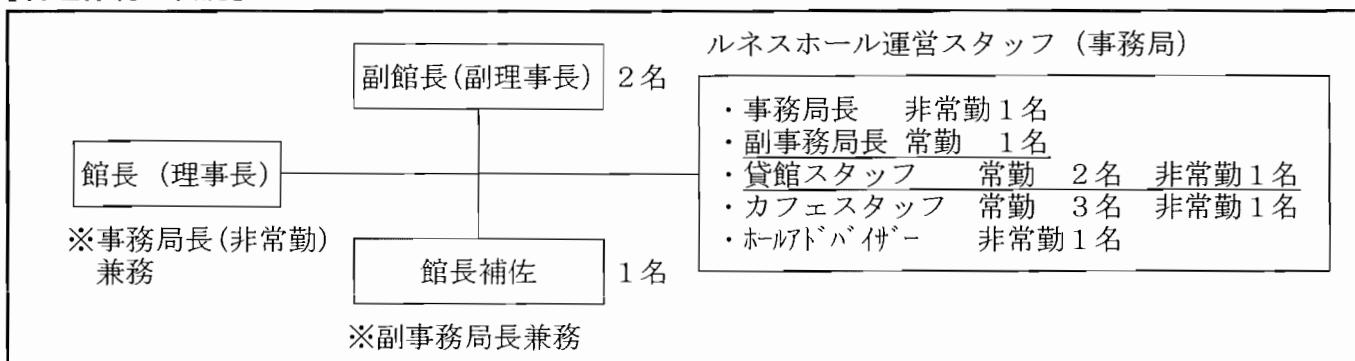
【指定管理者の概要】

名称	特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山	代表者	理事長 黒瀬 仁志
所在地	岡山市内山下一丁目6番20号		

【指定管理の概要】

指定期間	平成17年7月1日～平成20年3月31日	報告期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
管理業務の内容	おかやま旧日銀ホールの ・施設等の利用の許可に関すること ・施設等の維持管理に関すること ・企画事業の開催等ホールの運営に関すること		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位：件)

許可件数	19年度	ホール	附属設備	—	合計
		111件	111件		222件
	18年度	123件	123件		246件
	増減	△ 12件	△ 12件		△ 24件

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容		
施設等の維持管理業務	・建物・設備保守管理、点検 ・清掃 ・ねずみ、こん虫等防除 ・警備 ・一般廃棄物処理 ・植栽管理 ・駐車場管理		
施設等利用許可業務 (4月～3月)	計111件 [内訳] コンサート・発表会：52件 結婚式・パーティー：32件 展示会：12件 21,095人 講演・研修会：10件 撮影会・その他：5件		
自主企画事業	計 62回 [主な内容] ジャズ・クラシックコンサート、演劇公演、教育プログラム・ワークショップ、公文庫カフェイベント 13,020人		

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位：円、件)

	ホール	附属設備	—	合計
収入額	10,936,160	1,483,000		12,419,160
利用件数	111	111		222
減免額	0	0		0
減免理由				

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位:円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
	収 入 額 A	63,147,930	△8,213,498	71,361,428	
内 訳	指定管理料	28,154,022	△ 293,250	28,447,272	19年度収入額 その他の主なもの ・ケータリング手数料 719,128円
	利用料金収入	12,419,160	△3,066,240	15,485,400	
	事業収入	21,551,550	△4,792,100	26,343,650	・ルネスマイト会費 273,000円
	その他	1,023,198	△ 61,908	1,085,106	
	支 出 額 B	60,561,156	△8,517,955	69,079,111	
内 訳	人件費	12,088,846	△2,338,761	14,427,607	19年度支出額 その他の主なもの ・備品購入費 2,923,452円
	管理運営費	10,823,680	△ 560,725	11,384,405	
	事業費	25,853,901	△4,174,824	30,028,725	・通信費 666,499円
	その他	11,794,729	△1,443,645	13,238,374	
	収 支 額 A-B	2,586,774	304,457	2,282,317	
	県への納付金	0	0	0	
	実質的な県負担額	28,154,022	△ 293,250	28,447,272	指定管理者制度導入による削減効果額 一 円

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管 理 運 営 状 況	①適切な施設管理の履行	B	業務内容、人員配置とも仕様書に定める水準が確保された。
	②法令等の遵守	B	関係法令に基づく点検、届出等がなされ、特段の問題は生じていない。
	③安全性の確保	A	安全管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき、危機管理のための行動訓練等も実施された。
	④財産の適切な管理	B	台帳の整備により備品等の管理が徹底されており、適切な修繕等も行われている。
導 入 効 果	①利用状況	B	稼働率は60%台を維持しており、利用者数は昨年度を上回った。土日、祝日の貸館利用の要望が高いため、自主企画事業の開催曜日に改善の余地がある。 【稼働率】⑯63.1% ←⑯69.9% (ホール利用日数／利用可能日数) 【利用者数】⑯34,115人←⑯32,786人(見学及びカフェのみの利用者を除く)
	②収支状況	A	徹底したコスト削減により、減収の中でも適正な利益を確保できた。
	③サービス向上	A	出演者が見えやすいステージを自己負担で購入するなど、利用者のニーズに応じた対応がなされた。
管理運営業務全般		B	満足度向上への積極的な取組が実施され、利用・収支状況とも高い水準を確保することができた。また、近隣の文化施設等との連携や教育プログラムの導入による自主企画事業の充実、公文庫カフェのギャラリー機能の拡充など、文化芸術の創造拠点としての役割強化が図られた。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A : 予定していた業務水準を上回った。 B : 予定していた業務水準を概ね実施した。
C : 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D : 予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋		
-----	---------------------	--	--

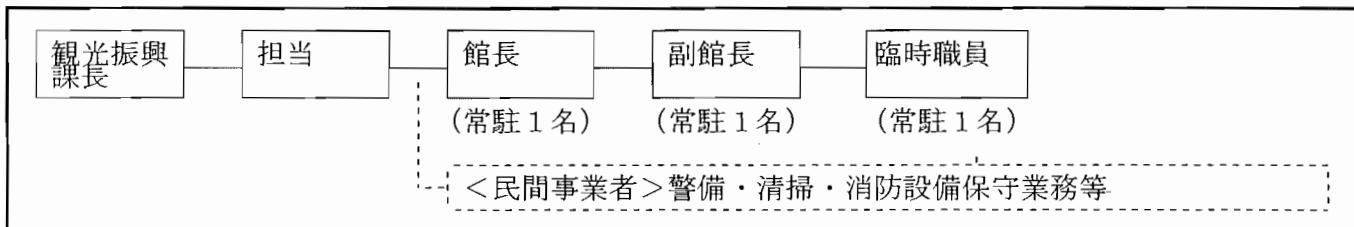
【指定管理者の概要】

名称	倉敷市	代表者	倉敷市長 古市健三
所在地	岡山県倉敷市西中新田640		

【指定管理の概要】

指定期間	平成18年 4月 1日～平成21年 3月31日	報告期間	平成19年 4月 1日～平成20年 3月31日
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点施設の施設の利用等の許可に関すること。 ・交流拠点施設の施設及び設備の維持管理に関すること。 ・条例第5条に規定する業務の実施に関すること。 ・前3号に掲げるもののほか、交流拠点施設の運営に関すること。 		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位: 件)

		蔵ほーる他(テナント)	蔵さらん他(一般)		合計
許可件数	19年度	1	1		2
	18年度	1	0		1
	増減	0	1		1

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容
施設等の維持管理業務	・建物保守管理 ・設備保守管理 ・清掃 ・一般廃棄物処理 ・警備 ・植栽管理 ・駐車場管理
施設等利用許可業務 (4月～3月)	・蔵ほーる他 (飲食業テナント: 1件) ・蔵さらん他 (一般県民: 1件)
自主企画事業	計4回開催 [主な内容] ・端午の節句飾り ・七夕飾り ・ふれあいコンサートのゆうべ ・お雛まつり

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位: 円、件)

		蔵ほーる他(テナント)	蔵さらん他(一般)		合計
収入額		2,259,900	3,980		2,263,880
利用件数		1	1		2
減免額					
減免理由					

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位:円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
	収 入 額 A	11,642,386	119,446	11,522,940	
内 訳	指定管理料	4,517,661	△20,486	4,538,147	19年度収入額 その他の主なもの ・上下水道使用料 (ネット使用分) 343,185 円 円
	利用料金収入	2,263,880	3,980	2,259,900	
	市町村負担金	4,517,660	△20,487	4,538,147	
	その他	343,185	156,439	186,746	
	支 出 額 B	11,642,386	119,446	11,522,940	
内 訳	人件費	6,635,040	69,737	6,565,303	19年度支出額 その他の主なもの ・ 円
	管理運営費	5,007,346	49,709	4,957,637	
	事業費				
	その他				
	収 支 額 A-B	0	0	0	
	県への納付金				
	実質的な県負担額	4,517,661	△20,486	4,538,147	指定管理者制度導入による削減効果額 (H17:5,034,345) 516,684円

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管 理 運 営 状 況	①適切な施設管理の履行	B	事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
	②法令等の遵守	B	関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
	③安全性の確保	B	消防計画書の整備など安全性を確保した管理が履行されていた。
	④財産の適切な管理	B	施設・設備の紛失等ではなく、修繕は適切に実施され、適切な管理が履行されていた。
導 入 効 果	①利用状況	B	施設の利用実績は増加（前年比113.84%）している。 【利用者数】⑩51,831人←⑧45,528人
	②収支状況	B	経費削減に努め、収支計画を上回る管理経費の縮減がなされた。
	③サービス向上	B	地元ボランティアによる利用者への説明等、サービスの向上が図られた。
管理運営業務全般	B		協定書、事業計画書、収支計画書に基づき、適切に管理運営業務が実施されるとともに、サービス向上の取組もなされた。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

- A : 予定していた業務水準を上回った。 B : 予定していた業務水準を概ね実施した。
- C : 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D : 予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	岡山県吉備高原都市センター区広場		
-----	------------------	--	--

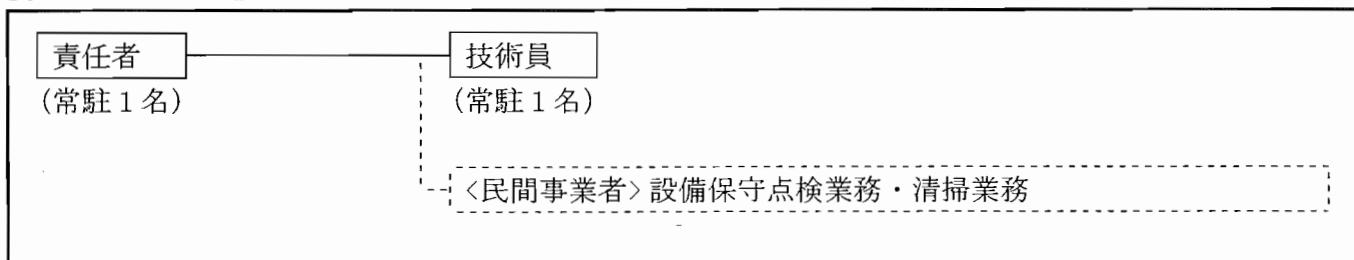
【指定管理者の概要】

名称	(株)吉備高原都市サービス	代表者	代表取締役社長 島津 義昭
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6		

【指定管理の概要】

指定期間	平成19年 4月 1日～平成22年 3月31日	報告期間	平成19年 4月 1日～平成20年 3月31日
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広場の施設及び設備（以下「施設等」）の利用等の許可に関すること。 ・施設等の維持管理に関すること。 ・その他広場の運営に関すること。 		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位：件)

許可件数	円形広場等	ギャラリー	設備(机・音響等)	合計
19年度	12	2	5	19
18年度				
増減				

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容
施設、設備の維持管理業務	・清掃業務 　・植栽管理業務 　・施設設備保守業務
施設等利用許可業務 (4月～3月)	・円形広場等(12件) 　・ギャラリー(2件) 　・設備(5件) [主な内訳] 一般県民:8件 町:2件 その他団体:9件
自主企画事業	・なし

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位：円、件)

項目	円形広場等	ギャラリー	設備(机・音響等)	合計
収入額	180,266	0	0	180,266
利用件数	12	2	5	19
減免額	393,750	62,100	75,720	531,570
減免理由	地方公共団体等の主催、共催等:2件(31,500円) 都市の振興、ボランティア等が開催し収益性がない:14件(500,070円)			

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位:円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
内 訳	収 入 額 A	8,973,672			19年度収入額 利用料金収入 ・円形広場等利用 料金収入 36,266円 ・自動販売機設置 収入 144,000円
	指定管理料	8,793,406			
	利用料金収入	180,266			
	事業収入	0			
	その他	0			
支 出 額 B		8,973,672			指定管理者制度 導入による削減 効果額 1,194,944円
内 訳	人件費	1,717,315			
	管理運営費	7,256,357			
	事業費	0			
	その他	0			
	収支額 A-B	0			
	県への納付金	0			
	実質的な県負担額	8,793,406			

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管 理 運 営 状 況	①適切な施設 管理の履行	B	事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
	②法令等の遵守	B	関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
	③安全性の確保	B	防災計画に基づく危機管理体制の整備や冬季における凍結防止剤の散布等利用者の安全確保に配慮した管理を実施していた。
	④財産の適切な 管理	B	施設、設備の適切な修繕を行っていた。また、植栽の干害防止や落雪作業等、事業計画を上回る取り組みを行った。
導 入 効 果	①利用状況	B	平成18年度と比べイベント時利用者が増加している。 利用者数等: ⑯74,400人 → ⑯65,950人
	②収支状況	B	収入の範囲内で適切に施設管理が履行されていた。
	③サービス向上	B	施設を適切に管理し、安全性の確保に努めるなど、センター区広場が快適に利用できるよう努めている。
管理運営業務全般		B	協定書、事業計画、収支計画に基づき施設を適切に管理し、センター区広場が快適に利用されるよう努めている。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

- A : 予定していた業務水準を上回った。 B : 予定していた業務水準を概ね実施した。
- C : 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D : 予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	岡山県グリーンヒルズ津山		
-----	--------------	--	--

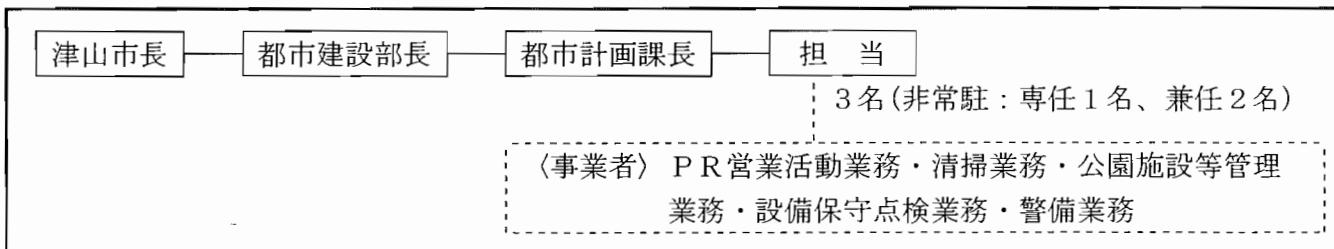
【指定管理者の概要】

名称	津山市	代表者	津山市長 桑山 博之
所在地	岡山県津山市山北520番地		

【指定管理の概要】

指定期間	平成18年 4月 1日～平成21年 3月31日	報告期間	平成19年 4月 1日～平成20年 3月31日
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の利用等の許可に関すること。 ・施設等の維持管理に関すること。 ・運営に関すること。 		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位:件)

		グラスハウス	その他	合計
許可件数	19年度	143, 374	135	143, 509
	18年度	154, 874	67	154, 941
	増減	△11, 500	68	△11, 432

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容
グラスハウス利用許可業務(4月～3月)	計143, 374件 [内訳] プール: 101, 414件 アスレチックジム: 41, 942件 その他: 18件
施設等の維持管理業務 (4月～3月)	・施設等の維持修繕 　・グラスハウスの施設等の清掃業務 ・グラスハウスの管理運営業務 　・公園施設等管理業務
集客・顧客イベント開催 (4月～3月)	計18回開催 [主な内容] スイカの種飛ばし大会、デッキでバーベキュー大会、グラスハウス秋祭り、新春もちつき大会

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位:円、件)

		グラスハウス	その他	一	合計
収入額		87, 608, 280円	1, 269, 730円	—	88, 878, 010円
利用件数		143, 374件	135件	—	143, 509件
減免額		14, 938, 091円	4, 529, 647円	—	19, 467, 738円
減免理由	(グラスハウス)①高齢者 2, 475件②障害者 847件③介護者 607件④団体 490件 ⑤市長認定 36, 646件 (その他)⑥市長認定 54件⑦公共的団体主催事業 16件				

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位:円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
	収 入 額 A	260,101,958	△7,391,176	267,493,134	
内 訳	指定管理料	0	0	0	19年度収入額 その他の主なもの ・ナット光熱水費 1,590,040円 円
	利用料金収入	88,878,010	△4,396,005	93,274,015	
	事業収入	1,014,893	173,934	840,959	
	市町村負担金	168,611,215	△3,211,667	171,822,882	
	その他	1,597,840	42,562	1,555,278	
	支 出 額 B	260,101,958	△7,391,176	267,493,134	
内 訳	人件費	10,450,375	0	10,450,375	19年度支出額 その他の主なもの ・
	管理運営費	249,449,788	△7,386,015	256,835,803	
	事業費	201,795	△5,161	206,956	
	その他	0	0	0	
	収 支 額 A-B	0	0	0	
	県への納付金	0	0	0	
	実質的な県負担額	0	0	0	0円

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管 理 運 営 状 況	①適切な施設 管理の履行	B	事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
	②法令等の遵守	B	関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
	③安全性の確保	B	安全マニュアルの整備、危機管理体制の整備など安全性を確保した管理が履行されていた。
	④財産の適切な 管理	B	施設・設備の破損、紛失はなく、修繕は適切に実施され、適切な管理が履行されていた。
導 入 効 果	①利用状況	B	アスレチックジムの利用者が減少しているため、利用者増に向けた、フィットネスプログラムの改善、充実が課題である。 【利用者数等】⑯143,356人←⑯154,855人
	②収支状況	B	業務手順の見直し等経費削減の取組みがなされている。
	③サービス向上	B	減免規定の整備により、利用しやすい料金設定を行っている。 独自アンケートの実施など、利用者サービスの向上に努めている。
管理運営業務全般		B	協定書、事業計画書、収支計画書に基づき、適切に管理運営業務が実施されるとともに、サービス向上の取組みもなされた。利用者増に向けたフィットネスプログラムの改善、充実が課題である。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A : 予定していた業務水準を上回った。 B : 予定していた業務水準を概ね実施した。
C : 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D : 予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	岡山県笠岡陸上競技場		
-----	------------	--	--

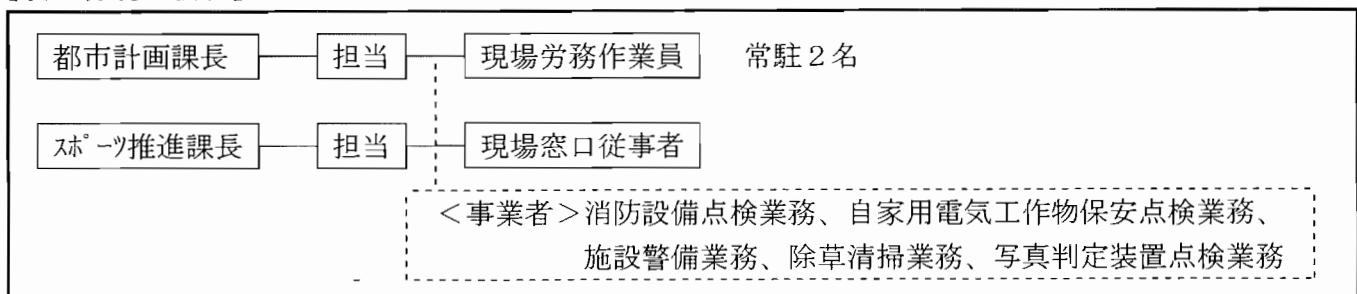
【指定管理者の概要】

名称	笠岡市	代表者	笠岡市長 高木直矢
所在地	岡山県笠岡市中央町1番地の1		

【指定管理の概要】

指定期間	平成17年4月1日～平成22年3月31日	報告期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の利用許可に関すること ・運営に関すること ・施設等の維持管理に関すること 		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位：件)

		主競技場	会議室・設備等	多目的広場等	合計
許可件数	19年度	5,170	3,905	94	9,169
	18年度	3,590	2,850	102	6,542
	増減	1,580	1,055	△8	2,627

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容
施設等の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等維持修繕 ・植栽管理業務 ・警備業務 ・施設等保守点検 ・施設清掃業務 ・駐車場管理業務
施設等の利用許可業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主競技場（専用利用66件、個人利用5,104件） ・会議室・設備等（会議室2件、競技用設備975件、放送設備等2,893件、冷暖房設備35件） ・多目的広場等（多目的広場83件、その他11件）

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位：円、件)

		主競技場	会議室・設備等	多目的広場等	合計
収入額		2,261,770円	431,850円	187,948円	2,881,568円
利用件数		5,170件	3,905件	94件	9,169件
減免額		82,260円	280円	2,200円	84,740円
減免理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県民のスポーツ振興を図るために、県内の学校体育の健全な発達を図ることを目的とした団体（小体連、中体連、高体連）…………8件（34,740円） ・県民のスポーツ振興を図るために、県内に本拠を置き全国レベルで活躍するチーム（三菱自動車水島FC）…………1件（50,000円） 				

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位:円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
収 入 額 A		43,182,279	△2,541,738	45,724,017	
内訳	指定管理料	0	0	0	19年度収入額 その他の主なもの
	利用料金収入	2,881,568	△202,612	3,084,180	
	事業収入	0	0	0	
	市町村負担金	40,300,711	△2,339,126	42,639,837	
	その他	0	0	0	
支 出 額 B		43,182,279	△2,541,738	45,724,017	19年度支出額 その他の主なもの
内訳	人件費	5,879,018	△198,246	6,077,264	
	管理運営費	37,303,261	△2,343,492	39,646,753	
	事業費	0	0	0	
	その他	0	0	0	
収 支 額 A-B		0	0	0	指定管理者制度導入による削減効果額 — 円
県への納付金		0	0	0	
実質的な県負担額		0	0	0	

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目	区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管理運営状況	①適切な施設管理の履行	B 事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
	②法令等の遵守	B 関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
	③安全性の確保	B 定期的な保守点検を実施し、安全性を確保した管理が履行されていた。
	④財産の適切な管理	B 施設・設備の破損、紛失はなく、修繕は適切に実施され、適切な管理が履行されていた。
導入効果	①利用状況	B 利用者数が、増加した。 【利用者数】⑨32,517人←⑧31,759人
	②収支状況	B 管理運営費を縮減した。（約6%減）
	③サービス向上	B ベンチの増設等をおこなった。
管理運営業務全般		B 協定書、事業計画書、収支計画書に基づき、適切に管理運営業務が実施された。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A：予定していた業務水準を上回った。 B：予定していた業務水準を概ね実施した。
C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D：予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

施設名	岡山県岡山国際交流センター		
-----	---------------	--	--

【指定管理者の概要】

名称	財団法人岡山県国際交流協会	代表者	理事長 末長範彦
所在地	岡山県岡山市奉還町二丁目2番1号		

【指定管理の概要】

指定期間	平成18年 4月 1日～平成21年 3月31日	報告期間	平成19年 4月 1日～平成20年 3月31日
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用等の許可に関すること。 ・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・国際交流に関する活動の推進、国際交流に関する情報の収集及び提供などに関する業務 ・そのほか運営に関すること 等 		

【管理体制の状況】

センター長(事務局長) (常駐)	総務課員 (常駐 6名)
	企画情報課員 (常駐 7名)
<民間事業者>	
清掃業務・夜間機械警備業務・設備管理業務・設備保守点検業務	
緑化管理業務	

【利用等の許可の状況】

		会議室等	—	—	合計
許可件数	19年度	4,225	—	—	4,225
	18年度	3,792	—	—	3,792
	増減	433	—	—	433

【維持管理の業務の実施の状況】

項目	内 容
施設等の維持管理業務	清掃業務・夜間機械警備業務・設備管理業務・設備保守点検業務 緑化管理業務
会議室等使用許可業務	計4,225件許可 〔内訳〕会議室関係：3,831件 貸事務所等：394件
情報相談コーナー・図書資料室の運営業務	相談・情報提供 計3,864件
協働事業・定例的事業	計776件 〔主な内容〕・ベトナム講座・日本語講座・国際貢献NGOフェア ・国際貢献・協力セミナー

【利用料金の収入及び減免の状況等】

		会議室等	—	—	合計
収入額	65,263,975	—	—	—	65,263,975
利用件数	4,225	—	—	—	4,225
減免額	2,927,575	—	—	—	2,927,575
減免理由	・地域の国際化推進目的での利用・762件(2,927,575円)				

指定管理者からの平成19年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位 : 円)

		19年度	対前年度増減額	18年度	備 考
内 訳	収 入 額 A	123, 552, 650	12, 096, 410	111, 456, 240	19年度収入額 その他の主なもの ・負担金収入 2, 900, 797 円
	指定管理料	55, 280, 000	0	55, 280, 000	
	利用料金収入	65, 263, 975	10, 696, 520	54, 567, 455	
	事業収入				
	その他	3, 008, 675	1, 399, 890	1, 608, 785	
内 訳	支 出 額 B	113, 230, 830	8, 421, 183	104, 809, 647	19年度支出額 その他の主なもの 円 指定管理者制度 導入による削減 効果額
	人件費	42, 119, 948	4, 346, 332	37, 773, 616	
	管理運営費	64, 533, 764	3, 700, 796	60, 832, 968	
	事業費	6, 577, 118	374, 055	6, 203, 063	
	その他				
	収 支 額 A－B	10, 321, 820	3, 675, 227	6, 646, 593	
	県への納付金	0	0	0	
	実質的な県負担額	53, 444, 048	△264, 141	53, 708, 189	

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管 理 運 営 状 況	①適切な施設 管理の履行	B	・包括協定書に規定する業務仕様書、毎年度提出される事業計画に基づき、適切な管理が履行されていた。
	②法令等の遵守	B	・建築基準法、消防法など関係法令の規定を遵守し、監督機関の指導に適切に対応するなど法令に基づく義務は適切に履行されていた。
	③安全性の確保	A	・施設・設備の点検等を専門業者に行わせ、その履行確認に努めるなど安全性を確保した管理が履行されていた。
	④財産の適切な 管理	A	・修繕には指定管理料の積算を大きく上回る費用をかけて適切に実施され、その管理は適切に履行されていた。
導 入 効 果	①利用状況	A	・サービス向上及び施設利用のPRに努めており、施設利用者数は指定管理者制度導入以降、増加を続けている。 【施設利用者数（情報相談コーナー等含む】⑨140, 275人←⑧130, 164人 【施設利用者数（上記にパスポート利用を含む）】 ⑨181, 382人←⑧180, 769人
	②収支状況	A	・利用料金の增收に務め、収支状況は年々改善している。
	③サービス向上	A	・顧客が安全、安心、快適かつ気軽に利用できるように配慮するとともに多様なニーズに対応する各種イベントを提供しており、昨年実施した利用者アンケートにおいても評価を得ている。
管理運営業務全般		B	協定書、事業計画書、収支計画書に基づき、適切に管理運営業務が実施されるとともに、サービス向上の取組もなされた。今後ともより一層施設の適正な管理運営や多文化共生分野等での協働事業を実施し、国際理解の深化や外国人支援の充実を図る。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A : 予定していた業務水準を上回った。 B : 予定していた業務水準を概ね実施した。
C : 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D : 予定していた業務水準を下回った。

総務委員会資料(Ⅰ)

○ 外郭団体の経営状況の報告等について

(1) 総 括	P 1
(2) 個別団体		
・ 社団法人岡山県総合協力事業団	P 4
・ 学校法人吉備高原学園	P 13

平成20年7月15日

総務部

外郭団体の経営状況の報告等について

「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」(以下「運営指導指針」という。)第10条の規定により、外郭団体の経営状況を公表するものである。

記

1 外郭団体の数

53法人(平成20年4月現在:一覧表のとおり)

2 経営状況の公表

(1) 地方自治法第243条の3第2項の規定による公表(6月議会) 22法人

(2) 運営指導指針第10条の規定による公表 31法人

3 平成19年度決算の概況

(1) 当期欠損を計上している法人 15法人

チボリ・ジャパン(株)、(財)岡山県体育協会、(社)おかやまの森整備公社 等

(2) 累積欠損を有する法人 6法人

法人名	累積欠損の額(百万円)
チボリ・ジャパン(株)	14, 363
(社)岡山県畜産公社	373
倉敷ファッションセンター(株)	232
井原鉄道(株)	63
(財)岡山県育英会	17
岡山県総合流通センター(株)	16

4 外郭団体の見直し

財政構造の抜本的な改革を行う中で、外郭団体についても、改めて見直すこととしており、昨年取りまとめた「外郭団体改革プラン」の内容を着実に進めていくことはもとより、設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方などの観点を踏まえ、厳しく検証し、見直しを行う。

岡山県外郭団体一覧表

団体名		所管部	所管課	外郭団体の該当要件	公表別
1	(社)岡山県総合協力事業団	総務部	総務学事課	③	常任
2	(学)吉備高原学園	総務部	総務学事課	① ②	常任
3	チボリ・ジャパン(株)	企画振興部	企画振興課	④工	常任
4	(株)吉備高原都市サービス	企画振興部	地域振興課	① ③	常任
5	岡山空港ターミナル(株)	企画振興部	航空企画推進課	①	議会
6	(財)岡山県国際交流協会	企画振興部	国際課	①	議会
7	(財)岡山県環境保全事業団	生活環境部	県民生活課	②	議会
8	(財)岡山県郷土文化財団	生活環境部	文化振興課	① ③	議会
9	(財)岡山シンフォニーホール	生活環境部	文化振興課	①	常任
10	(社)岡山県文化連盟	生活環境部	文化振興課	③	常任
11	岡山県スポーツ振興財団	生活環境部	スポーツ振興課	①	議会
12	(財)岡山県体育協会	生活環境部	スポーツ振興課	③	常任
13	井原鉄道(株)	生活環境部	交通対策課	①	常任
14	(財)児島湖流域水質保全基金	生活環境部	環境管理課	①	常任
15	(財)岡山県福祉事業団	保健福祉部	保健福祉課	①	議会
16	(財)岡山県健康づくり財団	保健福祉部	健康対策課	① ②	常任
17	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	保健福祉部	生活衛生課	① ③	常任
18	(財)岡山県動物愛護財団	保健福祉部	生活衛生課	① ③	議会
19	(財)吉備高原保健福祉のむら事業団	保健福祉部	障害福祉課	①	議会
20	(福)吉備の里	保健福祉部	障害福祉課	④ア	常任
21	(福)健康の森学園	保健福祉部	障害福祉課	①	常任
22	(財)岡山県愛染会	保健福祉部	子育て支援課	③	常任
23	(財)岡山総合展示場	産業労働部	企業立地・物流推進課	①	議会
24	水島港国際物流センター(株)	産業労働部	企業立地・物流推進課	①	常任
25	岡山県総合流通センター(株)	産業労働部	企業立地・物流推進課	④ウ	常任
26	岡山セラミックス技術振興財団	産業労働部	産業振興課	①	常任
27	倉敷ファッショングセンター(株)	産業労働部	産業振興課	④アエ	常任
28	(株)オービス	産業労働部	新産業推進課	①	常任
29	岡山県信用保証協会	産業労働部	経営支援課	④アウエ	常任
30	(財)岡山県産業振興財団	産業労働部	経営支援課	④アエ	議会
31	(社)岡山県観光連盟	産業労働部	観光物産課	③	常任
32	岡山県農業信用基金協会	農林水産部	組合指導課	④ア	常任
33	(社)岡山県農地開発公社	農林水産部	農業経営課	①	議会
34	岡山県農林漁業担い手育成財団	農林水産部	農業経営課	①	議会
35	(財)中国四国酪農大学校	農林水産部	畜産課	① ②	議会
36	(社)岡山県畜産公社	農林水産部	畜産課	① ② ③	議会
37	(株)岡山県食肉センター	農林水産部	畜産課	①	常任
38	岡山県漁業信用基金協会	農林水産部	水産課	①	常任
39	(財)岡山県水産振興協会	農林水産部	水産課	① ③	議会
40	(社)おかやまの森整備公社	農林水産部	林政課	② ③	常任
41	(財)岡山県林業振興基金	農林水産部	林政課	① ③	議会

団体名	所管部	所管課	外郭団体の該当要件	公表別
42 岡山県土地開発公社	土木部	監理課	① ②	議会
43 (財)岡山県開発公社	土木部	監理課	① ②	議会
44 (財)岡山県建設技術センター	土木部	技術管理課	② ③	常任
45 (財)吉井川水源地域対策基金	土木部	河川課	① ③	常任
46 (財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	土木部	港湾課	④ウ	常任
47 (財)倉敷スポーツ公園	土木部	都市計画課	① ③	議会
48 (財)児島湖浄化センター周辺対策基金	土木部	下水道課	①	常任
49 (財)岡山県下水道公社	土木部	下水道課	① ② ③	議会
50 岡山県住宅供給公社	土木部	住宅課	① ② ③	議会
51 (財)岡山県育英会	教育委員会	生涯学習課	④アエ	常任
52 (社)岡山県防犯協会	警察本部	生活安全企画課	④アウ	常任
53 (財)岡山県暴力追放運動推進センター	警察本部	組織犯罪対策第一課	①	議会

(注) 公表別の「議会」は6月議会、「常任」は7月の常任委員会で経営状況の報告を行う法人

議会:22法人 常任:31法人

[外郭団体の該当要件] (岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針) ※平成11年5月6日制定

岡山県内を主たる活動範囲とする法人（地方独立行政法人を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ① 岡山県の出資額等が資本金等の4分の1以上のもの
- ② 岡山県が出資又は出捐をしており、かつ、岡山県職員を出向させているもの
- ③ 前年度の収入の2分の1以上が岡山県からの補助金、委託料等（県施設の指定管理に係る管理運営費を除く。）で占められているもの
- ④ ①～③の要件に該当しない法人のうち、県が出資又は出捐をしているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県職員又は県退職者が代表者に就任しているもの
 - イ 県と外郭団体の合計の出資額等が資本金等の4分の1以上であるもの
 - ウ 県と市町村の合計の出資額等が資本金等の4分の1以上であって、かつ、県の出資額等が県及び市町村の出資額等の中で最大であるもの
 - エ 県からの貸付金があるもの又は県が損失補償を行っているもの
- ⑤ 上記の要件に該当しなくなった法人であって、知事が指定するもの

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情况 (H20.4.1現在)		
名 称	社団法人 岡山県総合協力事業団	事務所の所在地 岡山市内山下1-3-7
代 表 者	理事長 龍川誠一	設立年月日 昭和56年6月20日
基本財産	0千円 うち県出資金 0千円	県出資比率 0.0%
役 員	10人 職 員 103人	決算時期 3月
設立目的	地域行政に関する調査研究を行いその情報を住民に提供することによって、住民の行政参加を促す等の事業を行うとともに、岡山県その他の地方団体の事務及び事業の一部を受託し、事務及び事業の円滑な推進を図り、もって地域の発展に寄与する。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行政に関する調査研究会、講演会等の開催及び協賛業務 ○事務及び事業に関する研究会、講演会等の開催及び協賛業務 県からの受託事業（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・用地補償技術に係る業務 ・自動車税窓口に係る業務 ・各種管理制度等に係る業務 ・守衛に係る業務 ○指定管理者による総合グラウンドの管理運営 ○地方団体の職員等の代理業者代理ほか 	

経営実績と財産の状況		
当期収入 A	H1.5 1,103,442	H1.6 1,011,897 H1.7 1,088,652 H1.8 1,032,853 H1.9 883,588 H2.0 (予算) 870,898
うち県支出金 B	1,043,362	965,264 1,042,055 960,747 708,499 698,201
県支出金の割合 (B/A)	94.6%	95.4% 95.7% 93.0% 80.2% 80.2%
当期支出 C	1,088,302	1,007,196 1,083,337 1,025,572 869,924 870,898
当期収支差額 (A-C)	15,140	4,701 5,315 7,281 13,664 0
総資産 D	290,023	259,878 248,864 286,843 259,130
現金預金	128,428	89,032 166,117 193,620 116,706
投資有価証券	150,000	160,187 75,080 79,769 120,278
主なもの		
総負債 E	189,866	155,020 138,691 169,419 129,281
正味財産 F=D-E	100,157	104,858 110,173 117,424 129,849
うち基本金 G	1,270	1,270 1,270 1,240 0
内部留保 (F-G)	98,887	103,588 108,903 116,184 129,849
経営実績と財産の状況についての評価	<p>H1.9年度からは、県への事業の引き上げや特命随契の見直しにより、事業量が大幅に減少したが、人件費の削減等により収支はプラスとなりた。</p> <p>H2.0年度は、一部給与のカット等を行い、収支差額0の予算となつているが非常に厳しい状況である。</p>	

岡山県からのお支出の状況		
県支出金	H1.5 1,043,362	H1.6 965,264 H1.7 1,042,055 H1.8 960,747 H1.9 708,499 H2.0 (予算) 698,201
委託料	1,043,362	965,264 1,042,055 960,747 708,499 698,201
補助金		
短期货付金		
内訳		
その他		
長期貸付金 (年度末残高)		
損失補償限度額		
損失補償契約に係る債務残高		
債務保証限度額		
債務保証契約に係る債務残高		

役職員の状況		
総数	H1.5 14	H1.6 11 H1.7 11 H1.8 11 H1.9 11 H2.0 10
常勤	2	2 2 2 2 2
うち県派遣職員	0	0 0 0 0 0
非常勤	12	9 9 9 9 8
うち県職員	0	0 0 0 0 0
総数	181	177 184 175 115 103
常勤	85	83 84 81 77 70
うち県派遣職員	10	9 9 4 4 4
非常勤	96	94 100 94 38 33

社団法人 岡山県総合協力事業団の概要

1 設立の目的

この法人は、地域行政に関する調査研究を行いその情報を住民に提供することによって、住民の行政参加を促す等の事業を行うとともに、岡山県その他の地方公共団体の事務及び事業（以下「事務及び事業」という。）の一部を受託し、事務及び事業の円滑な推進を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

昭和 56 年 6 月 20 日

3 代表者

理事長 滝川 誠一

4 事業

- (1) 地域行政に関する調査研究業務
- (2) 地域行政に関する研究会、講演会等の開催及び協賛業務
- (3) 事務及び事業に関する業務の受託
- (4) 地方公共団体の職員等の旅行に係る旅行業者代理業
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 職業紹介事業 他

5 役員（平成 20 年 4 月 1 日現在）

理 事 長	1 人
理 事	7 人
監 事	2 人

平成19年度 社団法人岡山県総合協力事業団事業実績書

事業の種類及び内容	事業費(円)
(1) 県からの受託事業	758,229,082
①県の事務事業の受託 ・用地補償技術に係る業務 ・自動車税窓口に係る業務 ・県政情報公開に係る業務 ・文書編纂整理に係る業務 ・県政相談等に係る業務	209,653,132
②県の施設の維持管理の受託 ・岡南飛行場管理に係る業務 ・各種管理等に係る業務 ・守衛及び駐車場管理に係る業務 ・庁舎保全に係る業務 ・総合グランドの維持管理に係る業務（指定管理者）	548,575,950
(2) その他の受託事業 ・県立大学体育施設等の管理に係る業務 ・県立美術館の管理に係る業務（指定管理者からの受託） ・宅地建物取引主任者資格試験に係る業務	52,750,131
(3) 事業団独自の事業 ・刊行物の作成、販売に係る業務 ・旅行業者代理業に係る業務	16,293,611
(4) 一般管理業務 ・事業団の管理運営に関する事務	56,314,919
合 計	883,587,743

平成19年度 社団法人 岡山県総合協力事業団 財務諸表

1 貸 借 対 照 表

平成20年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	116,706,220
未収金	15,203,314
仮払金	872,550
旅行クーポン券	130,000
有価証券	70,559,427
流動資産合計	203,471,511
2. 固定資産	
什器備品	217,380
電話加入権	444,904
敷金	741,150
保証金	4,536,000
投資有価証券	49,718,671
その他固定資産	55,658,105
固定資産合計	55,658,105
資産の部合計	259,129,616
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	2,566,204
未払金	62,096,264
未払法人税等	4,247,909
未払い消費税	2,000,700
流動負債合計	70,911,077
2. 固定負債	
退職給付引当金	58,370,080
固定負債合計	58,370,080
負債の部合計	129,281,157
III 正味財産の部	
1. 一般正味財産	129,848,459
正味財産の部合計	129,848,459
負債及び正味財産合計	259,129,616

2 正味財産増減計算書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
1 受取会費	595,000
2 事業収益	881,452,107
事業収益	783,261,325
施設利用料益	95,854,782
その他収入	2,336,000
3 雜収益	1,540,636
受取利息	384,065
有価証券運用益	618,617
雑収益	537,954
経常収益合計	883,587,743
(2) 経常費用	
1 事業費	
給料手当	827,272,824
賃金	280,077,085
雑給	75,816,811
福利厚生費	10,636,725
旅費交通費	45,851,503
通信運搬費	2,041,007
消耗什器備品費	2,965,819
消耗品費	4,931,640
修繕費	16,014,264
印刷製本費	43,761,470
燃料費	4,135,740
光熱水料費	915,190
賃借料	60,440,333
保険料	7,000,373
租税公課	1,471,870
委託費	24,095,707
納付金	233,198,637
雑費	12,661,160
2 管理費	1,257,490
役員報酬	38,450,899
給料手当	9,141,402
賃金	11,194,185
退職給付費用	1,379,868
福利厚生費	3,885,085
会議費	3,431,923
旅費交通費	354,674
通信運搬費	601,325
減価償却費	425,096
消耗什器備品費	101,741
消耗品費	213,150
修繕費	2,030,354
印刷製本費	68,250
光熱水料費	405,250
賃借料	61,628
保険料	3,197,911
諸謝金	10,530
租税公課	40,000
雑費	△ 15,907
経常費用合計	1,924,434
当期経常増減額	865,723,723
税引前当期一般正味財産増減額	17,864,020
法人税及び住民税額	17,864,020
当期一般正味財産増減額	4,200,000
一般正味財産期首残高	13,664,020
一般正味財産期末残高	116,184,439
正味財産期末残高	129,848,459
II	129,848,459

事業収益の内訳

単位:円

2 事業収益

事業収益	783,261,325
(1) 用地補償技術事業	121,335,657
(2) 自動車税窓口事業	83,620,456
(3) 県政相談(税)事業	5,037,505
(4) 県有車両管理等事業	4,797,622
(5) 東京事務所行政連絡・調査事業	12,544,455
(6) 県議会庁務等事業	6,804,219
(7) 議会守衛事業	8,132,726
(8) 議会運転事業	3,913,603
(9) 県庁駐車場管理事業	10,217,415
(10) 県庁守衛事業	4,639,597
(11) 備前県民局駐車場管理事業	2,479,323
(12) 県文書編纂整理事業	5,008,869
(13) 県立記録資料館資料整理事業	9,531,270
(14) 岡南飛行場維持管理事業	28,443,951
(15) 局・支局庁舎保全事業	8,868,735
(16) 県政情報公開事業	5,928,591
(17) 県総合グラウンド維持管理指定管理事業	387,052,200
(18) 県立大学体育施設等の管理事業	35,459,762
(19) 宅地建物取引主任者資格試験事業	12,058,300
(20) 県立美術館管理指定管理事業	9,504,000
(21) 刊行物作成・販売事業	8,022,180
(22) 旅行業者代理事業	9,410,889
(23) 一般管理事業	450,000

平成20年度 社団法人岡山県総合協力事業団事業計画書

事業の種類及び内容	事業費(千円)
(1) 県からの受託事業	756,181
①県の事務事業の受託 ・用地補償技術に係る業務 ・自動車税窓口　〃 ・県政相談等　〃 ・文書編纂整理　〃	191,903
②県の施設の維持管理の受託 ・各種管理等に係る業務 ・守衛管理　〃 ・岡南飛行場管理　〃 ・庁舎保全管理　〃 ・総合グラウンド管理　〃 (指定管理者)	564,278
(2) その他の受託事業 ・県立大学体育施設等の管理に係る業務 ・県立美術館の管理に係る業務 (指定管理者からの受託) ・宅地建物取引主任者資格試験に係る業務	55,475
(3) 事業団独自の事業 ・刊行物の作成、販売に係る業務 ・旅行業者代理業に係る業務	15,622
(4) 一般管理業務 ・事業団の管理運営に関する事務	43,620
合 計	870,898

平成20年度 収支予算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日

単位：千円

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会費収入	550	590	△40	
正会員収入	550	590	△40	
(2) 事業収入	869,548	801,036	68,512	
用地補償技術事業収入	114,530	121,335	△6,805	
自動車税窓口事業収入	84,309	83,620	689	
県政相談等事業収入	5,241	5,038	203	
各種管理等業務収入	24,913	24,145	768	
県立大学体育施設等管理事業収入	35,527	35,459	68	
守衛事業収入	12,469	24,006	△11,537	
文書編纂整理事業収入	5,010	9,930	△4,920	
岡南飛行場管理事業収入	30,064	14,061	16,003	
庁舎保全事業収入	9,245	4,056	5,189	
宅地建物取引主任資格試験事業収入	12,700	10,700	2,000	
総合グラウンド管理事業収入	508,546	435,917	72,629	
県立美術館管理事業収入	9,504	9,514	△10	
刊行物販売等事業収入	7,840	8,400	△560	
旅行業者代理事業収入	9,400	9,000	400	
一般管理事業収入	250	0	250	
県政情報公開事業収入	0	5,855	△5,855	
(3) 雜収入	800	3,006	△2,206	
受取利息収入	300	100	200	
有価証券運用収入	400	0	400	
雑収入	100	2,906	△2,806	
事業活動収入計	870,898	804,632	66,266	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出				
給料手当支出	827,278	772,483	54,795	
賃金支出	266,027	273,921	△7,894	
雑給支出	72,167	74,937	△2,770	
福利厚生費支出	12,197	0	12,197	
旅費交通費支出	44,168	44,008	160	
通信運搬費支出	2,683	3,760	△1,077	
消耗什器備品費支出	2,836	2,793	43	
消耗品支出	3,675	2,500	1,175	
修繕費支出	17,214	16,231	983	
印刷製本費支出	68,582	29,046	39,536	
燃料費支出	3,310	4,477	△1,167	
光熱水料費支出	2,143	1,310	833	
賃借料支出	60,143	53,836	6,307	
保険料支出	9,161	6,011	3,150	
租税公課支出	1,475	1,119	356	
委託費支出	23,645	38,772	△15,127	
納付金支出	229,782	218,479	11,303	
雑支出	6,500	0	6,500	

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
(2) 管理費支出	43,620	41,412	2,208	
役員報酬支出	8,265	8,717	△452	
給料手当支出	13,670	13,347	323	
賃金支出	916	0	916	
雑給支出	726	0	726	
退職給付支出	0	1,255	△1,255	
福利厚生費支出	3,881	4,056	△175	
会議費支出	450	600	△150	
旅費交通費支出	700	1,300	△600	
通信運搬費支出	600	600	0	
消耗什器備品費支出	500	500	0	
消耗品支出	2,500	1,960	540	
修繕費支出	100	500	△400	
印刷製本費支出	550	1,000	△450	
燃料費支出	0	200	△200	
光熱水料費支出	100	1,200	△1,100	
賃借料支出	3,350	2,600	750	
火災保険料支出	20	0	20	
諸謝金支出	50	0	50	
租税公課支出	5,000	1,007	3,993	
雜支出	2,242	2,570	△328	
事業活動支出計	870,898	813,895	57,003	
事業活動収支差額	0	△9,263	9,263	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入	0	1,255	△1,255	
退職給付引当資産取崩収入	0	1,255	△1,255	
減価償却引当資産取崩収入				
投資活動収入計	0	1,255	△1,255	
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	0	3,115	△3,115	
退職給付引当資産取得支出	0	2,963	△2,963	
減価償却引当資産取得支出	0	152	△152	
特定資産取得支出計	0	3,115	△3,115	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
(1) 特定資産取崩収入				
預金取崩収入	0	11,123	△11,123	
財務活動収入計	0	11,123	△11,123	

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報 (H20.4.1現在)		
学校法人 吉備高原学園	非務所の所在地 加賀郡吉備中央町上野2400	
代表者 石井 正弘	設立年月日 平成2年10月4日	
基本財産 1,389,009千円	うち県出資金 527,500千円	県出資比率 27.9%
役員 10人	職員 57人	決算時期 3月
設立目的 教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行う。		
主な事業 吉備高原学園高等学校の設置運営		

経営実績と財産の状況 についての評価		
当期収入 A	H1 5 554,636	H1 6 541,909
うち県支出金 B	135,337	132,209
県支出金の割合 (B/A)	24.4%	24.4%
当期支出 C	493,723	495,833
当期収支差額 (A-C)	60,913	46,076
総資産 D	2,310,673	2,395,387
主な学校引当特定資産 も第3号基本金引当資産	593,195 1,288,925	643,218 1,318,925
総負債 E	60,231	60,079
正味財産 F = D - E	2,250,442	2,335,308
うち基本金 G	1,799,037	1,837,827
内部留保 (F-G)	451,405	497,481
経営実績と財産の状況 についての評価	厳しい経営の中、支出の抑制を図り、開學以来収支差額がなされていと評価できる。 法人による堅実な経営がなされていると評価できる。	

役員の状況		
総数	H1 5 10	H1 6 10
常勤	0	0
うち県派遣職員	0	0
非常勤	10	10
うち県職員	4	4
総員	58	55
常勤	37	37
うち県派遣職員	2	2
非常勤	21	18

岡山県からの支出の状況		
県支出金	H1 5 135,337	H1 6 132,209
委託料		
補助金	135,337	132,209
内訳		
短期貸付金		
その他		
長期貸付金(年度未受高)		
損失補償限度額		
損失補償契約に係る債務残高		
債務保証限度額		
債務保証契約に係る債務残高		

学校法人吉備高原学園の概要

1 設立の目的

生徒と教職員が起居を共にしながら人格的にふれあうことができる全寮制高校を設置運営し、心身ともに健康でたくましい自主的かつ創造性豊かな人材の育成を図る。

2 設立年月日

平成2年10月4日

3 代表者

理事長：石井正弘（岡山県知事）

4 事業

吉備高原学園高等学校の設置及び運営（平成3年4月1日開校）

5 役員（平成20年4月1日現在）

理事長 1人

副理事長 1人

理事 6人（理事長、副理事長を除く）

監事 2人

平成19年度学校法人吉備高原学園事業実績書

1 特色

- (1) 岡山県と民間による公私協力方式の男女共学、全寮制の普通科の高等学校である。
- (2) 全寮生活の中であれあいによる「全人教育」をめざしている。
- (3) 普通科の中に8つのコースを設け、1年生でそれぞれを体験したうえで、2年生から各人が希望するコースを自由に選択できるコース制をとっている。
- (4) 不登校傾向の生徒、高校を中途で退学した生徒も意欲のある者は積極的に受け入れており、現在入学生の8割はこうした生徒である。

2 生徒数の状況

平成20年3月31日現在

県内・県外別 学年・男女別		県 内	県 外	計
1 年	男 子	12人	59人	71人
	女 子	9	28	37
	計	21	87	108
2 年	男 子	13	60	73
	女 子	10	24	34
	計	23	84	107
3 年	男 子	17	54	71
	女 子	10	22	32
	計	27	76	103
計	男 子	42	173	215
	女 子	29	74	103
	計	71	247	318

※ 県内・県外の別は出身中学校の所在地である。

平成19年度学校法人吉備高原学園貸借対照表及び消費収支計算書

1 貸借対照表

平成20年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	2,444,913,198	流动負債	49,352,707
有形固定資産	56,989,358	未払金	8,381,939
建物	14,336,600	前受金	36,900,000
構築物	2,360,336	修学旅行費預り金	1,420,000
車輌	1,218,587	預り金	2,650,768
教育研究用機器備品	25,673,456		
その他の機器備品	358,429		
図書	13,041,950		
その他の固定資産	2,387,923,840	基本金	1,889,008,612
電話加入権	749,840	第1号基本金	118,978,612
学校充実引当特定資産	405,105,000	第2号基本金	405,105,000
第3号基本金引当資産	1,321,925,000	第3号基本金	1,321,925,000
特別修繕引当資産	580,000,000	第4号基本金	43,000,000
有価証券	80,144,000		
流动資産	128,250,249		
現金預金	124,579,372		
未収入金	3,003,262	二十周年記念事業消費支出準備金	3,000,000
立替金	667,615	修繕支出準備金	580,000,000
		翌年度繰越消費収入超過額	51,802,128
合計	2,573,163,447	合計	2,573,163,447

2 消費収支計算書

平成19年4月1日から

平成20年3月31日まで (単位:円)

消費支出の部		消費収入の部	
科目	金額	科目	金額
人件費	306,567,068	学生生徒納付金	364,550,830
教員人件費	233,516,267	授業料	79,900,000
職員人件費	72,798,801	入学金	27,500,000
退職金	252,000	実験実習費	39,950,000
		寮費	198,300,000
教育研究経費	182,669,793	入寮費	13,750,000
消耗品費	11,245,204	諸費その他収入	5,150,830
光熱水費	31,684,859		
旅費交通費	3,274,746	手数料	1,816,340
通信運搬費	1,704,377		
修繕費	14,858,288	寄付金	1,820,000
賃借料	4,378,939		
報酬・委託・手数料	100,680,364	補助金	130,223,085
寮活動費	502,981		
減価償却額	7,019,395	資産運用収入	19,865,395
その他	7,320,640		
		事業収入	83,656
管理経費	15,541,089		
資産処分差額	△ 3,020,285	雑収入	32,744,292
徴収不能引当金繰入額等	0		
消費支出の部合計	501,757,665	帰属収入合計	551,103,598
当年度消費収入超過額	29,726,039	基本金組入額合計	△ 19,619,894
合計	531,483,704	合計	531,483,704

平成20年度学校法人吉備高原学園事業計画

平成20年5月1日現在

県内県外別 学年男女別		県 内	県 外	計
1 年	男 子	19人	60人	79人
	女 子	8	28	36
	計	27	88	115
2 年	男 子	12	56	68
	女 子	9	29	38
	計	21	85	106
3 年	男 子	13	60	73
	女 子	10	24	34
	計	23	84	107
計	男 子	44	176	220
	女 子	27	81	108
	計	71	257	328

※県内外の別は出身中学校の所在別である。

平成20年度学校法人吉備高原学園消費収支予算書

平成20年4月1日から

平成21年3月31日まで

(単位:千円)

消費支出の部				消費収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	平成20年度	平成19年度	増△減		平成20年度	平成19年度	増△減
人件費	300,429	311,616	△ 11,187	学生生徒納付金	338,561	363,960	△ 25,399
教員人件費	234,752	237,231	△ 2,479	授業料	74,400	79,860	△ 5,460
職員人件費	65,677	74,133	△ 8,456	入学金	24,000	27,500	△ 3,500
退職金支出	0	252	△ 252	実験実習費	37,200	39,930	△ 2,730
				寮費	186,000	197,730	△ 11,730
教育研究経費	186,427	193,444	△ 7,017	入寮費	12,000	13,750	△ 1,750
消耗品費	10,942	12,399	△ 1,457	諸費その他収入	4,961	5,190	△ 229
光熱水費	32,840	33,439	△ 599				
旅費交通費	4,215	3,388	827				
通信運搬費	1,790	1,792	△ 2	手数料	1,664	1,782	△ 118
修繕費	10,484	17,868	△ 7,384				
賃借料	5,006	4,828	178	寄付金	1,680	1,820	△ 140
報酬・委託・手数料	104,521	103,987	534				
寮活動費	490	560	△ 70	補助金	126,998	130,223	△ 3,225
減価償却額	8,830	7,281	1,549				
その他	7,309	7,902	△ 593	資産運用収入	17,925	20,508	△ 2,583
管理経費	15,588	17,879	△ 2,291	事業収入	100	100	0
資産処分差額	0	△ 3,149	3,149				
徴収不能引当金繰入額	0	0	0	雑収入	28,152	32,815	△ 4,663
[予備費]	3,000	3,000	0				
消費支出の部合計	505,444	522,790	△ 17,346	帰属収入合計	515,080	551,208	△ 36,128
当年度消費収入超過額	256	7,955	△ 7,699	基本金組入額合計	△ 9,380	△ 20,463	11,083
合計	505,700	530,745	△ 25,045	合計	505,700	530,745	△ 25,045

総務委員会資料(Ⅰ)

◎ 外郭団体の経営状況の報告について

	頁
○ 株式会社吉備高原都市サービス	1
○ チボリ・ジャパン株式会社	6

平成20年7月15日

企 画 振 興 部

経営状況等の概況(県外郭団体)

団体の基本情報(H20.4.1現在)		経営状況					
名 称	株式会社吉備高原都市サービス	事務所の所在地	加賀郡吉備中央町吉川4860-6				
代表者	代表取締役社長 島津義昭	設立年月日	平成3年11月1日				
資本金	150,000千円	うち県出資金	50,000千円	県出資比率	33.3%		
役員	8人	職員	3人	決算時期	3月		
設立目的	吉備高原都市及びその周辺地域の公共・公益的施設、その他居住者の利便施設や居住環境の維持管理を行い、憩いの場を提供し、快適な都市環境の形成を図る。						
主な事業	○吉備高原都市業務商業ビル(きびプラザ)の運営 ○吉備高原都市センター区広場の管理運営 ○吉備高原都市自然レクリエーション区など具有施設の維持管理 ○吉備高原都市活性化イベントの開催						

経営実績と財産の状況		経営実績と財産の状況					
当期収入(營業収益、營業外収益等)	A	H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)
うち県支出金	B	151,634	140,224	137,892	139,863	139,663	
当期費用(營業費、税等)	C	92,485	83,333	79,377	79,833	79,804	
当期利益(A-C)	D	61.0%	59.4%	57.6%	57.1%	57.1%	
総資産	E	147,693	138,061	136,308	137,830	147,914	
現金預金	F	3,941	2,163	1,584	2,033	△ 8,251	
投資有価証券	G	172,065	168,244	172,384	174,628	174,635	
主な建物	H	91,285	98,429	105,489	112,801	116,581	
総負債	I	7,422	8,741	8,084	7,723	7,459	
資本 F=D-E		16,748	10,764	13,320	13,531	21,789	
うち資本金 G		155,317	157,480	159,064	161,097	152,846	
当期末処分利益(F-G)		5,317	7,480	9,064	11,097	2,846	
経営実績と財産の状況についての評価		・借入金はなく、資産も現金預金が大部分を占めており、経営は安定している。 ・平成19年度は、経常利益約2,700千円であったが、CATV事業等の廃止に伴う加入金返還等による特別損失約10,700千円を計上したため当期損失8,251千円となった。					

岡山県からの方支出しの状況		岡山県からの方支出しの状況					
県支出金		H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)
委託料		92,485	83,333	79,377	79,833	79,804	39,949
内補助金		85,297	75,918	71,246	71,493	72,117	26,899
短期貸付金		7,188	7,415	8,131	8,340	7,687	13,050
その他		長期貸付金(年度末残高)					
		損失補償限度額					
		損失補償契約に係る債務残高					
		債務保証限度額					
		債務保証契約に係る債務残高					

株式会社吉備高原都市サービスの概要

1 設立の目的

吉備高原都市内の公共・公益的施設、その他居住者の利便施設や居住環境の維持管理を行い、潤いと憩いの場を提供し、快適な都市環境の形成を図る。

2 設立の年月日

平成3年11月1日

3 代表者

代表取締役社長 島津 義昭

4 資本金

150,000千円（うち岡山県出資金50,000千円）

5 事業

- (1) 吉備高原都市業務商業ビル（きびプラザ）の運営
- (2) 吉備高原都市センター区広場の管理運営
- (3) 吉備高原都市自然レクリエーション区など県有施設の維持管理
- (4) 吉備高原都市活性化イベントの開催

6 役員（平成20年6月5日現在）

取締役 6名

監査役 2名

株式会社吉備高原都市サービス営業概要

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

－第17期営業報告書より－

吉備高原都市につきましては、昭和50年の基本構想策定以来、緑豊かな自然環境を生かしながら、各領域にわたる高度な機能を備えた魅力ある都市として、人と人、人と自然がふれあえる新しいコミュニティ都市を目指して建設が進められてまいりました。

当社は吉備高原都市センター区の核となる「きびプラザ」と「さんさん広場」の管理運営を主な目的として設立されたもので、平成3年の設立以来、アメニティのあるくつろぎの場の提供に努め、年ごとに多くの来訪者に親しまれるところとなっております。

平成19年度は岡山北警察署吉備高原駐在所さらに県総合教育センターが開設され、また、吉備中央町により、地上デジタル放送等に対応するため情報基盤の整備がなされるなど、吉備高原都市内の公共施設の集積、都市機能の充実が図られているところです。

第17期の営業状況でありますと、収入面ではケーブルテレビ等の利用料減少等により138,402千円、支出面におきましては、燃料費の高騰等により合計136,894千円となり、経常利益が2,769千円となりましたが、平成20年3月にケーブルテレビ等運営事業を廃止したことに伴う、加入金の一部返還等による特別損失が10,779千円となり、税引前当期純損失が8,010千円、税引後当期純損失が8,251千円となって、当期末処分利益が2,846千円となりました。

来期以降も引き続き厳しい状況が予想されますが、岡山県の協力を得ながら、経費節減を図るとともに、新規テナントの誘致と都市のにぎわい創出に努め、新しい都市の中核施設としての機能を十二分に發揮していくことを目標に、業務を推進してまいります。

株式会社吉備高原都市サービス貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	【142,984,573】	流動負債	【21,789,102】
現金及び預金	116,580,758	買掛金	38,194
売掛金	24,268,760	未払金	18,728,560
たな卸資産	1,121,780	未払法人税等	148,300
未収還付法人税等	1,295,993	未払消費税等	389,600
貸倒引当金	△ 282,718	前受金	1,760,777
		預り金	120,590
		賞与引当金	603,081
固定資産	【31,650,258】		
有形固定資産	7,458,664	固定負債	【 0 】
建物	438,077		
車両・運搬具	204,393	負債の部合計	21,789,102
工具・器具・備品	261,634	純資産の部	
土地	6,554,560	株主資本	【152,845,729】
無形固定資産	299,936	資本金	150,000,000
電話加入権	299,936	資本剰余金	0
投資その他の資産	23,891,658	利益剰余金	2,845,729
長期金銭債権	23,870,868	その他利益剰余金	2,845,729
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	2,845,729
リサイクル法預託金	20,790	評価・換算差額等	0
繰延資産	【 0 】	新株予約権	0
		純資産の部合計	152,845,729
資産の部合計	174,634,831	負債・純資産の部合計	174,634,831

株式会社吉備高原都市サービス損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金額	
売 上 高		138,402,343
売 上 原 価		236,435
売 上 総 利 益		138,165,908
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		136,658,298
營 業 利 益		1,507,610
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	278,293	
引 当 金 戻 入 益	378,030	
雜 収 入	604,702	1,261,025
營 業 外 費 用		0
經 常 利 益		2,768,635
特 別 利 益		0
特 別 損 失		
固定資産償却損	322,500	
C A T V 事 業 廃 止 損	10,456,190	10,778,690
税 引 前 当 期 純 損 失		8,010,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		241,407
当 期 純 損 失		8,251,462

経常状況の概況（県外郭団体）

団体の基本情報報 (H20.4.1現在)					
名称	チボリ・ジャパン株式会社		事務所の所在地		
代表者	坂口 正行		設立年月日	岡山県倉敷市寿町12番1号 平成2年2月20日	
資本金	16,090,000円	うち県出資金	2,000,000円	県出資比率	12.4%
役員	13人	職員(常勤)	90人	決算時期	3月
【定款より抜粋】					
○○○遊園地の経営及び設計並びに運営のコンサルティング ○○○スポーツ施設、遊技場、児童遊園等の運営管理 ○○○土産品店、遊園地内の先店の経営 ○○○宿泊施設、飲食店の経営					
設立目的					
○○○倉敷チボリ公園内の文化教養施設、アトラクション施設等の経営・運営に関すること ○○○演劇などの催事の企画・運営に関すること ○○○公園内での飲食店、先店の経営・管理に関すること ○○○その他倉敷チボリ公園に係わる運営・管理に関すること					
主な事業					

6

厳しい経営環境が続くなか、平成14年度から経営改善に取り組み、当期損失の圧縮に努めているが、減損会計の適用により、17、18年度は当期損失が大きく増加した。19年度も厳しい状況にある。

経営実績と財産の状況 についての評価

岡山県からのか支出の状況							(単位:千円)
県支出金	H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)	
内訳	委託料	2,424,023	2,124,383	1,821,855	1,529,672	598,000	291,300
	補助金	58,272	50,983	40,155	40,155	15,000	0
	賃借料	525,000	525,000	525,000	525,000	0	0
	短期貸付金	90,951	90,300	90,300	89,817	0	0
	長期貸付金	1,749,800	1,458,100	1,166,400	874,700	583,000	291,300
その他	長期貸付金(年度未残高)						
	損失補償限度額						
	損失補償契約に係る債務残高						
	債務保証限度額						
	債務保証契約に係る債務残高						

※ 勤員のうち非常勤の人数は前年度3月に勤務した全ての人数を記載しています。

チボリ・ジャパン株式会社の概要

1 設立の目的

県民福祉の増進、岡山県の経済、文化の発展に寄与することを目的に整備された倉敷チボリ公園を、公共性及び文化性を保持しつつ管理及び運営を行う。

2 設立の年月日

平成2年2月20日

3 代表者

代表取締役社長 坂口正行

4 資本金

16,090,000千円（うち岡山県出資額 2,000,000千円）

5 事業

- (1) 倉敷チボリ公園内の文化教養施設、アトラクション施設等の経営・運営に関すること。
- (2) 演劇などの催事の企画・運営に関すること。
- (3) 公園内での飲食店、売店の経営・管理に関すること。
- (4) その他倉敷チボリ公園に係わる運営・管理に関すること。

6 役員（平成20年6月30日現在）

取締役 11人

監査役 3人

チボリ・ジャパン株式会社 事業概要

(平成19年4月1日より平成20年3月31日まで)

－第19期事業報告書より－

1 事業の経過およびその成果

平成19年度の我が国の経済は、住宅投資の落ち込みやエネルギー・原材料価格高の影響などから減速し、企業収益は基調としては高水準ながらも伸び悩んでいますが、個人消費は雇用者所得の緩やかな増加を背景に底堅く推移しています。

このような経済状況を背景に、東京ディズニーリゾートは平成18年度に過去最高の入場者数25,816千人を記録したものの、19年度は25,424千人と減少に転じており、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンも19年度は8,640千人（前期比0.7%の減）となっています。その一方でハウステンボスは宿泊客や海外客の増加により入場者数2,190千人（前期比2.3%の増加）となるなど、主要なテーマパークの入場者数は、明暗を分ける結果となりました。

倉敷チボリ公園においては、平成19年度上半期は、開園10周年記念事業として行われた春休みからゴールデンウィークにかけてのアンデルセンフェスティバルが好評で、天候にも恵まれ、入園者は前年度と比較して増加傾向にありましたが、8月の猛暑の影響から減少に転じ、9月から10月にかけては前年度に実施された「くらしき生活文化祭」が今年度は実施されなかったことや、公園の存続をめぐって大きく報道されたことなどから、9月（前期比15.6%の減）から10月（前期比39.4%の減）と大きく落ち込みました。11月は再び増加に転じましたが、12月後半から減少傾向を強め、下半期の月累計は前期比90%台で推移し、19年度累計では752,538人（前期比91.8%）となりました。

収支面におきましては、入園者が前年度に比べて67,065人減少した上に、入園料の引下げ等により客消費単価が前期比471円減少して2,669円となったため、売上高は20億1百万円（前期比78.3%）となりました。一方、売上原価が22億円10百万円（前期比78.7%）、販売管理費が4億3百万円（前期比82.0%）と減少したため、営業損失は6億13百万円（前期比81.9%）となりましたが、経常損失は5億65百万円（前期比101.4%）と増加しました。

当期純損失は5億66百万円となり、前期利益剰余金△137億95百万円と合わせて当期利益剰余金は△143億62百万円となりました。

資金面におきましては、現金及び預金期末残高が19億61百万円となり、前期末と比較して4億31百万円減少しております。

2 対処すべき課題

チボリ・インターナショナル社とのチボリの名称およびアイコンの使用等の移行期間に関する契約が平成20年12月31日をもって終了し、また、平成21年1月1日以降は、岡山県および倉敷市の公的な支援が得られないことなどから、経営計画を確定することは極めて困難な状況にあります。

平成20年4月1日から12月31日までの間は、従来どおり倉敷チボリ公園の名称で引き続き事業を継続し、平成21年1月1日以降の会社の在り方については、早急に取締役会において検討を進めてまいります。

個別注記表

○ 繼続企業の前提に関する注記

今期も引き継いで当期純損失の計上となりました。翌期には、平成20年12月末をもってチボリ・インターナショナル社との移行期間に関する契約が終了し、それ以降の当公園の運営方法が未確定であることより、今後、一層の集客力の低下が懸念されます。更に、岡山県は平成21年1月以降の地代を負担しない旨表明しており、翌期は地代相当額の費用の増加が見込まれ、業績の悪化は避けられません。以上により、継続企業の前提には重要な疑義があると考えております。

これに対して当社は、平成20年3月末時点で自己資金として現金預金で1,961百万円を保有しており、翌期中の新たな設備等への支出を避け、保有した資金の流出を抑えていくことで対処し、平成20年12月末のチボリ・インターナショナル社との移行期間に関する契約終了後直ちに事業の閉鎖に至ることは無いと認識しています。

従いまして、平成19年度の計算書類は継続企業を前提として作成しており、当該重要な疑義の影響を計算書類に反映しておりません。

チボリ・ジャパン株式会社 貸借対照表

平成20年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
【流動資産】	【 2,145,952 】	【流動負債】	【 349,879 】
現金預金	1,961,213	買掛金	33,574
売掛金	18,520	未払金	205,645
商品	73,344	未払法人税等	20,532
貯蔵品	53,371	未払事業所税	17,771
前払費用	4,892	未払消費税等	14,120
未収入金	4,807	未払費用	30,710
その他の流動資産	30,020	前受金	5,070
貸倒引当金	△217	預り金	14,454
		前受収益	7,720
		その他の流動負債	280
【固定資産】	【 128 】	【固定負債】	【 68,800 】
(有形固定資産)	1	長期借入金	68,800
建物	0		
建物附属設備	0		
構築物	0		
機械装置	0		
車輛運搬具	0		
工具器具備品	0		
(無形固定資産)	0		
電話加入権	0		
(投資その他の資産)	126		
差入保証金	20		
その他の投資等	106		
		負債の部合計	418,679
		純資産の部	
		【株主資本】	【 1,727,401 】
		(資本金)	(16,090,000)
		(利益剰余金)	(△14,362,598)
		繰越利益剰余金	△14,362,598
		純資産の部合計	1,727,401
		負債及び純資産の部合計	2,146,080
資産の部合計	2,146,080		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

チボリ・ジャパン株式会社 損益計算書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月 31日

科 目	金 額
	千円
【売 上 高】	2,001,085
【売 上 原 価】	2,210,986
壳 上 総 損 失	(Δ 209,900)
【販売費及び一般管理費】	403,219
營 業 損 失	(Δ 613,119)
【營 業 外 収 益】	
受 取 利 息	13,751
ス ポ ン サ 一 料	5,191
賃 貸 料 収 入	3,000
雜 収 入	32,933
	54,875
【營 業 外 費 用】	
支 払 利 息	7,043
雜 損 失	157
經 常 損 失	(Δ 565,445)
【特 別 利 益】	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	5,256
【特 別 損 失】	
減 損 損 失	2,969
固 定 資 産 除 却 損	0
税引前当期純損失	(Δ 563,157)
法人税、住民税及び事業税	3,840
当 期 純 損 失	(Δ 566,997)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。